

令和元年度  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構基準対応]

令和 2 (2020) 年 10 月  
桐生大学

1



## 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . . . | 1  |
| II. 沿革と現況 . . . . .                        | 3  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .          | 5  |
| 基準 1. 使命・目的等 . . . . .                     | 5  |
| 基準 2. 学生 . . . . .                         | 11 |
| 基準 3. 教育課程 . . . . .                       | 29 |
| 基準 4. 教員・職員 . . . . .                      | 36 |
| 基準 5. 経営・管理と財務 . . . . .                   | 48 |
| 基準 6. 内部質保証 . . . . .                      | 55 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 . . . . .          | 60 |
| 基準 A. ・A-1. 教育力の向上/教育方法の改善計画の作成 . . . . .  | 60 |
| V. 特記事項 . . . . .                          | 62 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神、教育方針

建学の精神 「社会に出て役立つ人間の育成」

教育方針「実学実践」

桐生大学を設置する桐丘学園は明治 34 年桐生市に設立された桐生裁縫専門女学館を礎とし、21 世紀の幕開けと同時に創立百周年を迎えた歴史と伝統のある総合学園である。創立者は明治の女性でありながら当時の社会通念を超えた「女性の経済的自立」をめざして、高い教養と確かな技術の修得を実践する教育を施し、「社会に出て役立つ人間」である地域産業を支える多くの人材を世に送り出してきた。現在この建学の精神は、「実学実践」という学園の教育方針の中に脈々と受け継がれている。

### 2. 桐生大学の使命・目的

桐生大学医療保健学部は、建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」をふまえ、学術の中心である高等教育機関として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開すること、また、「人間づくり」という教育的風土上の上に、地域社会の保健医療・福祉への貢献及び保健医療的課題への対応や社会養成に應えるため、その使命を果たし社会貢献することを目的としている。すなわち、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職を育成すること、保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成することを大学の目的として、平成 20(2008)年に設置された【資料 1-1-1】。

設置の背景としては、地域社会においては、特に医療保健分野における諸問題・課題への対応が強く求められていたことが挙げられる。大学設置以前から桐丘学園は、桐生短期大学として栄養士・看護師を養成し多くの卒業生を地域社会に送り出してきたが、医療保健分野におけるさらなる現代的な問題・課題に対応するため、桐生大学医療保健学部として、高度な専門的知識・技術を有する実践的職業人を養成することとした。

桐生大学医療保健学部は、大学設置にあたって、医療の焦点が看護・介護へとシフトしていることや食生活・生活習慣の改善指導や健康問題の対応が社会で求められていることなどの現状を踏まえて、これらに共通する教育目標である「人間の理解」を基軸に、看護・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間を総合的、多面的に理解する能力、豊かな人間性の獲得、国際的視野で物事を理解するコミュニケーション能力の習得、保健医療分野における情報処理能力の獲得、科学的思考能力の育成を行なうこととした。そして、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための、対応力・実践力の育成を行うための教育を行っていくこととした。

### 3. 桐生大学の個性・特色等

#### (1) 地域行事の参加・コラボレーションで実践的に学ぶ

本学は、その使命の中に明示しているように、地域社会において優秀な人材を提供することも重要な目的としている。そのため、所在地のみどり市と連携・協力して様々な事業を展開するなど、大学として地域貢献活動は重要な取り組みの一つである。このような活動を通して、学生の地域の特性に対する理解を体験的に深め、科学的な知識や国際的な視野に立って学ぶことと同時に、地域社会で活躍する実践力を身に付けるという、本学ならではの学びを展開している。

具体的には、看護学科・栄養学科合同で1年次に早期体験合同実習が用意されている。学生は大学入学初期の段階から、地域の病院での体験実習を通して地域医療の現場を知ることができたため、この早期体験合同実習はその後の大学での学修をより深いものに行っている。その他にも健康講座などを実施や、地域で開催される行事に参加するなどの活動を通して実践力を養っている。

#### (2) きめ細やかな学生対応を重視

学生の個性を重視し、自律的な学びを支援するため、学生一人ひとりの状況を把握し、きめ細やかな学生対応を重視している。そのため、各学科・学年に担任・副担任の教員を配置し、一人ひとりと面談をしながら、履修指導や進路指導、生活指導を行い、問題を抱えている学生に個別指導を行っている。一方、学生を支援する組織として学生支援センターが進路をサポートし、ウエルネスセンターが心と体のサポートしており、教務課・学生課という事務組織と協力して、三者により専門的かつ親身に学生をサポートしている。

また、入学予定者に大学生活や学習に関する不安を解消し、スムーズに大学生活が始められるよう、入学前教育としてガイダンスや学習の機会を提供し、各学科教員による直接のアドバイスをを行っている。

さらに、国家試験対策についても、低学年から担任を中心に、その他の授業の中でも意識付けを行いながら、指導している。4年次には5～6名のグループに分け、学生同士で主体的に協調しながら学習することを重視しつつ、そのグループごとに1名の教員が担当して、常に一人ひとりの状況を確認しながら、合格へ導けるよう指導している。このように、本学では学生と教職員との関係を重要と考え、学生の学びをきめ細かく支援している。

#### (3) 環境に配慮した教育研究活動を実施

本学は環境問題を意識し、環境改善に取り組む国際社会の一員としての役割を果たし、さらに地域貢献活動の一環として環境負荷の低減活動実践を推進するため、国際標準規格ISO14001の認証を取得し、教育研究活動を行っている。その活動としては、可燃性ごみの排出抑制、消費電力の低減化、二酸化炭素排出量の抑制（太陽光発電他）を組織的にを行っている。さらに、本学が教育機関であることから、「環境問題を意識した行動ができる学生」の育成を積極的に行っている。その例として、外部より環境に関する専門家を招聘し「環境教育委講演会」を毎年実施してきた。また、環境に関するいくつかの科目の単位を修得することで本学独自の資格「環境マネージャー」の取得を実施してきた。さらに、日々の講義・実験・実習を通じて、実験廃液や感染性廃棄物の処理、可燃物ごみの削減、消費電力量の削減等学生の身近なところにある活動を重視し、学生に環境問題に対しての視野を広げる活動を行っている。学生はその実践を通して環境問題について学び、在学時だけ

でなく、卒業後には地域社会の環境問題改善に役立つ人材となるように活動を行っている。

このように、「人間の理解」を基軸とした幅広い教養と、高度な専門的知識・技術を有する実践的職業人を養成するために、本学では教職員に対して常に学生を主体とした、「こころの交流」をはかる指導を促すと同時に、それぞれの立場や学問の専門領域について常に研鑽を積み、自分自身のスキルアップを促すよう継続的な取り組みを実施している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 明治 34 年          | 桐生裁縫専門女学館創立                       |
| 昭和 33 年 12 月 6 日 | 創立記念日制定                           |
| 昭和 38 年 4 月      | 桐丘女子短期大学設立 被服科新設                  |
| 昭和 39 年 4 月      | 食物科・生活デザイン科 増設                    |
| 昭和 45 年 10 月     | 桐丘学園創立 70 周年記念式典挙行 秩父宮妃殿下御成り      |
| 昭和 46 年 4 月      | 桐丘女子短期大学を桐丘短期大学と校名変更 共学となる        |
| 昭和 55 年 10 月     | 桐丘学園創立 80 周年記念式典挙行                |
| 昭和 55 年 11 月     | 桐丘短期大学校歌制定                        |
| 昭和 63 年 4 月      | 桐丘短期大学食物科を生活科学科と科名変更改組            |
| 昭和 63 年 10 月     | 桐丘短期大学創立 25 周年記念 中島源太郎文部大臣特別講演    |
| 平成元年 4 月         | 桐丘短期大学を桐生短期大学と校名変更並びに定員増          |
| 平成元年 6 月         | 桐生短期大学校歌制定                        |
| 平成元年 10 月        | 桐生短期大学創立 25 周年記念式典挙行              |
| 平成 2 年 2 月       | 桐生短期大学創立 25 周年記念事業 9 号館・平成記念ホール落成 |
| 平成 2 年 11 月      | 桐丘学園創立 90 周年記念式典挙行                |
| 平成 3 年 3 月       | 被服科廃止                             |
| 平成 6 年 9 月       | 桐生短期大学 1 号館落成                     |
| 平成 9 年 3 月       | 桐生短期大学看護学科棟（10 号館）竣工              |
| 平成 9 年 4 月       | 看護学科 増設                           |
| 平成 11 年 12 月     | コミュニティホール落成                       |
| 平成 13 年 4 月      | 専攻科（助産学専攻）設置                      |
| 平成 13 年 11 月     | 桐丘学園創立百周年記念式典挙行                   |
| 平成 14 年 4 月      | 専攻科（助産学専攻）大学評価・学位授与機構認定           |
| 平成 16 年 10 月     | 環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得        |
| 平成 20 年 4 月      | 桐生大学医療保健学部設立                      |
| 平成 20 年 6 月      | 桐生大学開学式典挙行                        |
| 平成 22 年 3 月      | 桐生短期大学看護学科廃止                      |
| 平成 23 年 3 月      | 専攻科（助産学専攻）廃止                      |
| 平成 23 年 4 月      | 桐生大学別科助産専攻設置                      |
| 平成 23 年 6 月      | 桐丘学園創立百十周年記念講演会開催                 |

## 2. 本学の現況

### ・大学名

学校法人 桐丘学園 桐生大学

### ・所在地

群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 - 7

### ・学部構成

医療保健学部 看護学科、栄養学科

### ・学生数、教員数、職員数

学生数(令和元年5月1日現在)

| 学 部        | 学 科      | 入<br>学<br>定<br>員 | 編入<br>学<br>定<br>員 | 収 容<br>定 員 | 在 籍 学 生 数 |      |      |      |      |
|------------|----------|------------------|-------------------|------------|-----------|------|------|------|------|
|            |          |                  |                   |            | 計         | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 4 年次 |
| 医療保健<br>学部 | 看護<br>学科 | 80               | 若干<br>名           | 320        | 325       | 84   | 80   | 76   | 85   |
|            | 栄養<br>学科 | 60               | 3                 | 246        | 205       | 52   | 40   | 60   | 53   |
|            | 計        | 140              | 3                 | 566        | 530       | 136  | 120  | 136  | 138  |

教員数(令和元年5月1日現在)

| 学部・学科      |          | 専 任 教 員 数 |     |     |    |    | 助手 |
|------------|----------|-----------|-----|-----|----|----|----|
|            |          | 教授        | 准教授 | 講 師 | 助教 | 計  |    |
| 医療保健<br>学部 | 看護<br>学科 | 10        | 5   | 6   | 1  | 22 | 8  |
|            | 栄養<br>学科 | 9         | 3   | 1   | 4  | 17 | 5  |
|            | 計        | 19        | 8   | 7   | 5  | 39 | 13 |

職員数（令和元年5月1日現在）

|    | 正職員 | 嘱託 | パート<br>(アルバイト<br>も含む) | 派遣 | 合計 |
|----|-----|----|-----------------------|----|----|
| 人数 | 16  | 0  | 5                     | 0  | 21 |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

#### 【基準 1 の自己評価】

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 使命・目的の意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 20(2008)年に、桐丘学園として 100 年余にわたり伝統としてきた「実学実践」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神とし、現在の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職を育成することを大学の使命・目的としてとして設置された。

桐生大学学則第 1 条には「桐生大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに建学の理念に基づき、地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とすると示している。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」と規定している【資料 1-1-2】。この目的を具現化したものが、前述の大学の使命・目的である。

大学の使命・目的を果たすため、医療保健学部では、大学設置の趣旨に基づき、2 つの教育目的・教育目標を掲げている。また、看護学科および栄養学科において下記のとおり、4 つのものが掲げられている【資料 1-1-2】。

###### 医療保健学部

- ①生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職の育成
- ②保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成

###### 看護学科

- ①自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
- ②人間理解と協働意識に基づく豊かな人間性の育成
- ③地域社会及び国際社会に貢献できる専門的職業人の育成

④地域社会の保健・医療・福祉環境の中で力を発揮できる実践的職業人の育成  
栄養学科

- ①自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
- ②人間愛と奉仕の精神に基づく豊かな人間性の育成
- ③保健・医療・福祉分野に対応できる「食」のスペシャリストの育成
- ④地域の保健・医療・福祉分野における「食と健康」に関する実践的職業人の育成

別科助産専攻

専門性の高い助産師に必要な知識・技術を習得し、それらを実践できる能力を身に付け、幅広く社会に貢献できる助産師の育成（学則第 43 条 3 項）

### 1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」および教育理念「実学実践」については、簡潔な語句で示し、「学生生活ハンドブック」に記載し学生及び教職員全員に配付している。また、受験生を中心に学内外に配付している「学校案内」及び大学ホームページ等にも示している。なお、建学の精神及び教育方針については、「学園の歩み」の中で、どのような役割を果たしてきたかについても、同様に「学生生活ハンドブック」で説明している【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。

さらに教育目的・教育目標、これらを反映したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは大学ホームページに具体的な内容が明確に示されている【資料 1-1-5】。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、保健医療の 2 つの領域（看護師・保健師・助産師および管理栄養士）に関する専門教育と研究を行い、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を有した人材の養成と医療現場等での高い実践力をもった人材の育成を行うことである。このことは、桐生大学大学学則の第 5 条 4 項および 5 項に示している。さらに教育目的・教育目標、これらを反映したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは大学ホームページに具体的な内容が明確に示されている【資料 1-1-5】。

### 1-1-④ 変化への対応

保健・医療・福祉の現場で活躍する人材の社会的要請は大きい。本学の使命・目的および教育目的は、平成 20（2008）年の大学開設以降、現在も変わることのない社会からの要請にこたえるものである。本学の組織は、「学校法人桐丘学園 寄附行為」【資料 1-1-6】により定められている。理事会および評議員会において学校法人桐丘学園の運営に必要な審議を行い、大学運営評議会において本学の運営や教育上の意思決定に必要な審議を行っている。本学では、大学を円滑に運営する組織・機関として、学部と短期大学部合同教授会、さらにそれを支える各委員会、各センターなどを設けている。これらの組織・機関や活動内容は、本学の使命・目的および教育目的が時代の変化や社会の変化に対応できるよう意識的に取り組み、大学運営評議会や教授会に報告されている。各委員会は、定例の委

員会にて活動の計画立案、進捗管理、実績報告を行い、必要に応じて意思決定を行うことにより、変化や様々な課題に素早く対応する組織として重要な役割を果たしている。大学設置以降、学長・教授会帰属の委員会として、教務委員会、学生委員会、入試広報委員会、危機管理委員会、学生募集委員会、教職課程委員会、FD 委員会、自己点検評価運営委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全管理委員会、図書委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会、情報セキュリティー委員会、紀要委員会、業務運営管理委員会を置き、一貫した大学運営を行ってきた。平成 27 年度より倫理委員会、科学研究行動規範委員会、教養教育推進委員会の 3 委員会を増設し、また、平成 27 年度には、教育・研究に関する大学の活動のみならず国家試験対策についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援する、国試対策 IR 推進センター（現在は「IR 推進センター」）を設けた。平成 30 年度より、国際交流委員会、研究推進委員会の 2 委員会を配し、さらに一貫した大学運営を実現している。令和元年度には 10 周年記念誌編集委員会を立ち上げて、設立から 10 年間の振り返りを行った。各委員会の活動は、教職員向けの研修会や研究発表会などを通して、大学や教職員が時代や社会の変化に対応していく推進力となっている。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】 桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」

【資料 1-1-2】 桐生大学学則

【資料 1-1-3】 学生生活ハンドブック(令和 1 年度)

【資料 1-1-4】 学校案内(令和 2 年度)

【資料 1-1-5】 桐生大学ホームページ <https://www.kiryu-u.ac.jp/university/>

【資料 1-1-6】 学校法人桐丘学園 寄附行為

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神、教育方針は、毎年、年度はじめの大学全体会の冒頭で学長から「本学が看護師・管理栄養士の養成課程であり、地域社会から要求され、かつ、社会において役立つ専門職（人材）を養成していること等」が教職員全体に示されている。そして、教職員はその趣旨を理解し、学生に対し指導している。学部・学科の教育目的は、教授会あるいは大学運営評議会で協議されて、理解と支持のもと決定された。

理事会及び評議員会では、理事・評議員・監事に対して、大学設置認可申請書の「設置の趣旨を記載した書類」を示して、十分に理解を得た後、大学の設置について承認を得ている【資料 1-2-1】。また、令和 2 年 3 月の理事評議員会においては「桐生大学・桐生大学短期大学部開学 10 周年記念誌」を各役員に配布し、記載された建学の精神、教育方針、教育目的・目標を含めた大学の足跡を理解していただいた【資料 1-2-2】。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目標等については、ホームページ、大学案内、学生生活ハンドブック等を用いて、オープンキャンパス、オリエンテーションにて学生、志願者のみならず広く周知している【資料 1-2-3】。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和元年度において、中期計画を策定し、さらに、令和 2 年 3 月に「桐生大学・桐生大学短期大学部 中期計画について」を学内外に発信することとしている【資料 1-2-3】。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、看護学科、栄養学科それぞれの教育目標に沿って作成されている。

本学は、看護師・保健師、管理栄養士養成の実務教育がなされていて、実務系専門職の養成がされている。建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」は、時代と社会が求める看護職、管理栄養士の育成そのものと考え、各教員は学生を教育・指導にあたっている。さらに、シラバスの作成時にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを考慮したものになっているか等を含め、教員が相互に確認しながらシラバスが作成されている【資料 1-2-3】。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

各学科の教育目標を達成するため下記の教育研究組織が構成されている。

看護学科卒業者には学士（看護学）、栄養学科卒業者には学士（栄養学）が授与される。看護学科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定する教育内相に相当する科目を受講しその単位を修得した者には、看護師、保健師国家試験受験資格が得られる（学則第 41 条）。また、学則第 32 条に定める単位その他教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得した者には養護教諭一種免許状が得られる。

栄養学科では、栄養士法及び同施行規則に規定する教育内相に相当する科目を受講し、その単位を修得した者には、栄養士免許証を得ることができる（学則第 42 条）。また、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める科目を履修し、その単位を修得した者には管理栄養士国家試験受験資格が得られる（学則第 42 条）。また、学則第 32 条に定める単位その他、教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得した者には栄養教諭一種免許状が得られる。

別科では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定する教育内相に相当する科目を受講しその単位を修得した者には、助産師国家試験受験資格が得られる（学則第 48 条）。

## 桐生大学

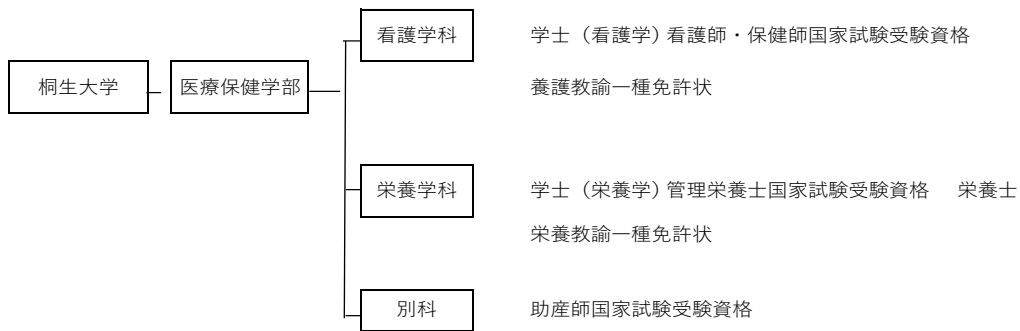


図 教育研究組織

### 看護学科 学務担当係

| 学 年         | 学科長：高橋美砂子 |     | 主任：煙山健仁                         |     |
|-------------|-----------|-----|---------------------------------|-----|
|             | 担 任       | 副担任 | 担当助教・助手                         | 備 考 |
| 1 年         | 1名        | 1名  | 3名                              |     |
| 2 年         | 1名        | 1名  | 2名                              |     |
| 3 年         | 1名        | 1名  | 3名                              |     |
| 4 年         | 1名        | 2名  | 3名                              |     |
| 学科部会・検討委員会等 |           |     | 構成員名                            |     |
| 国試対策委員会     |           |     | ◎教授1名 教授3名 准教授3名 講師2名 助教2名 助手7名 |     |
| 看護 実習委員会    |           |     | 教授2名 ◎准教授1名 准教授2名 助教2名 助手7名     |     |
| 抗体価・予防接種委員会 |           |     | ◎教授1名 准教授3名 講師4名 助手7名           |     |
| 美化活動委員会     |           |     | ◎准教授1名 講師2名 助教3名 助手7名           |     |
| 親睦会（兼親和会）   |           |     | 教授1名 講師1名 助手1名                  |     |

◎は責任者

### 栄養学科 学務担当係

| 学 年          | 学科長：宮原 公子 |     | 主任：島田美樹子                  |         |
|--------------|-----------|-----|---------------------------|---------|
|              | 担 任       | 副担任 | 担当助手                      | 備 考     |
| 1 年          | 1名        | 1名  | 1名                        |         |
| 2 年          | 1名        | 1名  | 1名                        |         |
| 3 年          | 1名        | 1名  | 1名                        |         |
| 4 年          | 1名        | 2名  | 1名                        |         |
| 学科渉外         | 1名        |     |                           | 学科事務処理等 |
| 学科部会・検討委員会等  |           |     | 構成員名                      |         |
| 国試対策委員会      |           |     | ◎学科長 准教授2名 講師1名 助教3名 助手2名 |         |
| オープンキャンパス委員会 |           |     | ◎教授1名 准教授1名 助教2名 助手2名     |         |
| カリキュラム検討会    |           |     | ◎講師1名                     |         |
| 臨地実習部会       |           |     | ◎教授1名 教授2名 講師1名 助教5名 助手4名 |         |
| 学生支援：就職指導・支援 |           |     | ◎助教1名                     |         |

◎は責任者

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、令和元年 10 月に、2 年後の学園創立 120 周年、次の 130 周年を眺望した長期的なパースペクティブの中で安定し迎えるためにも、下記のとおり、未来を創造する本学の中期計画を策定し、さらに、令和 2 年 3 月に「桐生大学・桐生大学短期大学部 中期計画について」を学内外に発信した【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】。その、ポイントは次の通りである。

(1) 既存の 4 つのポリシーに(※)、新たに「学生支援ポリシー」と「研究ポリシー」を加え 6 つのポリシーに基づいた教学マネジメント(PDCA)の基盤強化を目指す。

(2) 2022 年度の新カリキュラムへの改編をベンチマークに、中教審「教学マネジメント指針」や文科省「私立大学等改革総合支援事業」に対応した教育改革を推進する。

(3) 2020 年度の F D について、「教育方法の改善(ルーブリック評価の本学事例)」等の実践的内容を新たに追加し実施する。

(4) 研究推進については、本年度中に定めた「研究ポリシー」を基本として、2020 年度に研究推進に係る具体的な K P I を検討する。

(5) 学生・進路支援については、本年度中に定めた「学生支援ポリシー」を基本とし、2020 年度、それに基づく「学生生活実態調査」の実施検証により、総合的・多面的な視点から学生満足度を把握し、2021 年度以降の効果的な学生支援環境の具体的な整備について検討する。

(6) 学修環境の基盤となる校舎及び電気給排水等の基本設備について、本年度中に現状確認を進め、2020 年度に「修繕基本計画案（5 か年）」を策定する。

(7) 社会連携及び地域貢献については、2020 年度の自己点検評価を通し、「知の拠点」としての役割を本学がどのように果たすべきか、何を果たすることができるかについて、今後のポリシーや具体的施策等について検討する。

(8) 入試総括を毎年確実に実施することで、大学入試市場における本学ポジショニング等の変化を明らかにし、課題や具体的対策を共有する。

(9) 2021 年度の大学認証評価「適合」判定に向け、2020 年度は組織的に自己点検評価を行う。

(※) アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アセスメント・ポリシーの 4 つのポリシー

詳細については桐生大学・桐生大学短期大学部の中期計画「TRUST」【資料 1-2-6】に示した。

### 基準 1 の自己評価

使命・目的及び教育目的は、建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」を基盤として、具体的に明文化され、社会に広く公開している。また、学部・学科の目的が明確に設定され、その個性や特色も名刺されている。さらに、大学組織や運営も見直しがなされていて、社会や時代の変化にも対応できる体制が維持できている。使命・目的及び教育目的は、理事会評議員役員・教職員の理解と支持されていて、学生生活ハンドブック等の印刷物、大学ホームページ等により学内外に周知されている。中期計画、各ポリシーへもこれらは反

映されていて、教育研究組織構成との整合性も確保されている。

【資料 1-2-1】桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」教授会議事録

【資料 1-2-2】桐生大学・桐生大学短期大学部開学 10 周年記念誌

【資料 1-2-3】桐生大学ホームページ <https://www.kiryu-u.ac.jp/university/>

【資料 1-2-4】桐生大学・桐生大学短期大学部の中期計画の策定について

【資料 1-2-5】桐生大学・桐生大学短期大学部 中期計画について(案)

【資料 1-2-6】桐生大学・桐生大学短期大学部の中期計画「TRUST」

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者受け入れの方針「アドミッション・ポリシー」は本学の教育目的を踏まえ、2014 年より学生募集要項にアドミッション・ポリシー（求める学生像）が示された。アドミッション・ポリシー（求める学生像）は、医療保健学部では「社会に出て役立つ人間の育成という建学精神のもと、医療保健分野で幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた専門職を育成することをめざしています。そのため、自ら学び、考え、判断し、責任ある行動をとれる人材を求めています。」であり、本学が養成する人材が、卒業後本地域に限定した貢献にとどまらず、広く社会に貢献できる人材、国際社会で活躍できる人材を求めてきた。アドミッション・ポリシーについては、ホームページ、大学案内、学生募集要項に掲載し高校生、高校教員、保護者そして在学生に広く周知している【資料 2-1-1】。

学生募集では、各学科におけるアドミッション・ポリシーでは、「求める学生像」に加えて「入学者選抜の基本方針」を示し【資料 2-1-1】、大学における学修を示しながら、高校における具体的な科目を受験生に示している。推薦入試（推薦入試Ⅰ期・Ⅱ期、指定校推薦）や AO 入試では、各学科の「求める学生像」に沿った内容を含む面接試験が行われ、一般入試Ⅰ期・Ⅱ期やセンター試験利用入試では、「入学者選抜の基本方針」に掲げた内容の科目も選択できるようになっている。さらに、特別選抜入試（社会人対象）、2020 年度よりセンター試験利用入試に「チャレンジ制度」と名付けた授業料免除等の特待生制度を設け、受験生の経済的負担の軽減と多方面からの優秀な学生を受け入れることができるよう工夫をしている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の選考に関する事項（学生募集要項）は、桐生大学・桐生大学短期大学部 入学者選抜規程【資料 2-1-2】および桐生大学 医療保健学部度募集入試判定要項【資料 2-1-3】

に基づき入試広報委員会で協議され教授会の審議を経て決定する。入試に関する問題（学力試験問題、小論文問題、課題）は、桐生大学・桐生大学短期大学部入試広報委員会規程【資料 2-1-4】に従って専門委員により作成される。入試に関する庶務は入試広報係職員が行う。なお、一般入試問題作成は、学内教員によって作成され、問題の校正については複数の担当科目作成教員によって相互確認を行う。また一部については外部委託業者による校正を合わせて実施する。

入試に関する問題（学力試験問題、小論文問題、課題）は、アドミッション・ポリシーに沿ったものとなっている。例えば、推薦入試小論文のテーマでは、「共食と孤食について、社会環境・生活スタイル・食生活の変化との関連について受験生の考えを問う」「子どもへの虐待を防止するためにはどのような働きかけが必要だと思うか。」等、学部のアドミッション・ポリシーに沿った問題を作成している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対する入学者数は、看護学科では定員 80 名に対して 2019 年度 77 名、2018 年度 91 名でそれぞれ定員充足率は 96%、114%であったが、栄養学科では定員 60 名に対して、それぞれ 52 名（87%）、51 名（85%）で定員を下回っている。収容定員に対しては過去 5 年間で看護学科 99%～103%、栄養学科 93%～103%であった。学生の受け入れについては過去 5 年間については適切なものと考えている。しかし、今後は、入学定員が継続的に充たされないことも推察されることから、入試の形態、試験科目の種類と実施科目数の検討、広報活動、学生募集活動について見直しと構築していくべきと考えている。

#### 定員充足率

| 収容定員に対する充足率                   |      |        |        |      |        |        |
|-------------------------------|------|--------|--------|------|--------|--------|
| 年度                            | 看護学科 | 充足率*   | 充足率**  | 栄養学科 | 充足率*   | 充足率**  |
| 2011年度                        | 328  | 102.5% | 102.5% | 205  | 85.4%  | 83.3%  |
| 2012年度                        | 340  | 106.3% | 106.3% | 228  | 95.0%  | 92.7%  |
| 2013年度                        | 349  | 109.1% | 109.1% | 234  | 97.5%  | 95.1%  |
| 2014年度                        | 334  | 104.4% | 104.4% | 241  | 100.4% | 98.0%  |
| 2015年度                        | 319  | 99.7%  | 99.7%  | 246  | 102.5% | 100.0% |
| 2016年度                        | 316  | 98.8%  | 98.8%  | 236  | 98.3%  | 95.9%  |
| 2017年度                        | 315  | 98.4%  | 98.4%  | 235  | 97.9%  | 95.5%  |
| 2018年度                        | 328  | 102.5% | 102.5% | 223  | 92.9%  | 90.7%  |
| * 編入学含まない収容定員320名、240名に対する充足率 |      |        |        |      |        |        |
| ** 編入学を含む                     |      |        |        |      |        |        |

#### 入学定員に対する充足率

| 年度     | 看護学科 | 充足率    | 栄養学科 | 充足率   |
|--------|------|--------|------|-------|
| 2018年度 | 77   | 96.3%  | 52   | 86.7% |
| 2019年度 | 91   | 113.8% | 51   | 85.0% |

桐生大学

| 学<br>科 | 入試区分         | 募集定員 | 2019年度実績 |      |      |      | 2018年度実績 |      |      |
|--------|--------------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|
|        |              |      | 志願者数     | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 | 志願者数     | 合格者数 | 入学者数 |
| 看護学科   | 推薦入試Ⅰ期(指定校)  | 35   | 32       | 32   | 32   | 32   | 45       | 45   | 45   |
|        | 推薦入試Ⅰ期(公募)   |      | 8        | 8    | 8    | 8    | 6        | 6    | 6    |
|        | 推薦入試Ⅱ期(公募)   | 5    | 3        | 3    | 3    | 3    | 2        | 2    | 2    |
|        | 一般入試Ⅰ期       | 15   | 69       | 62   | 56   | 13   | 73       | 65   | 28   |
|        | 一般入試Ⅱ期       | 8    | 10       | 9    | 7    | 3    | 19       | 1    | 0    |
|        | 特別選抜入試       | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 1        | 1    | 1    |
|        | AO入試前期       | 7    | 18       | 18   | 10   | 10   | 10       | 7    | 6    |
|        | AO入試後期       | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 1        | 1    | 1    |
|        | センター試験利用入試前期 | 6    | 61       | 61   | 43   | 6    | 50       | 37   | 1    |
|        | センター試験利用入試中期 | 2    | 8        | 8    | 5    | 2    | 5        | 1    | 1    |
|        | センター試験利用入試後期 | 2    | 2        | 2    | 1    | 0    | 2        | 2    | 0    |
|        | 合 計          | 80   | 211      | 203  | 165  | 77   | 214      | 168  | 91   |
| 編入     | 推薦           | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 0        | 0    | 0    |
|        | 一般           | 1    | 1        | 1    | 1    | 1    | 0        | 0    | 0    |
|        | 合 計          | 若干名  | 1        | 1    | 1    | 1    | 0        | 0    | 0    |
| 別科助産専攻 | 学内選抜         | 3    | 2        | 2    | 0    | 0    | 2        | 1    | 1    |
|        | 一般推薦         | 6    | 13       | 13   | 10   | 10   | 14       | 9    | 9    |
|        | 地域推薦         | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 0        | 0    | 0    |
|        | 一般           | 9    | 18       | 17   | 9    | 8    | 18       | 9    | 8    |
|        | 合 計          | 18   | 33       | 32   | 19   | 18   | 34       | 19   | 18   |
| 栄養学科   | 推薦入試Ⅰ期(指定校)  | 25   | 30       | 30   | 30   | 30   | 29       | 29   | 29   |
|        | 推薦入試Ⅰ期(公募)   |      | 2        | 2    | 2    | 2    | 4        | 4    | 4    |
|        | 推薦入試Ⅱ期(公募)   | 5    | 3        | 3    | 3    | 3    | 4        | 4    | 4    |
|        | 一般入試Ⅰ期       | 10   | 29       | 27   | 27   | 8    | 28       | 27   | 4    |
|        | 一般入試Ⅱ期       | 5    | 0        | 0    | 0    | 0    | 4        | 4    | 2    |
|        | 特別選抜入試       | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 0        | 0    | 0    |
|        | AO入試前期       | 5    | 7        | 7    | 6    | 6    | 11       | 7    | 7    |
|        | AO入試後期       | 若干名  | 0        | 0    | 0    | 0    | 0        | 0    | 0    |
|        | センター試験利用入試前期 | 6    | 29       | 29   | 20   | 3    | 24       | 19   | 1    |
|        | センター試験利用入試中期 | 2    | 0        | 0    | 0    | 0    | 1        | 1    | 0    |
|        | センター試験利用入試後期 | 2    | 0        | 0    | 0    | 0    | 1        | 1    | 0    |
|        | 合 計          | 60   | 100      | 98   | 88   | 52   | 106      | 96   | 51   |
| 編入     | 推薦           | 3    | 2        | 2    | 2    | 2    | 2        | 2    | 2    |
|        | 一般           |      | 0        | 0    | 0    | 0    | 0        | 0    | 0    |
|        | 合 計          | 3    | 2        | 2    | 2    | 2    | 2        | 2    | 2    |

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2019 年度における大学入試に対して、志願者の便利性に配慮し、インターネットによる出願を計画している。また、この出願方式により志願者数増加についても期待している。さらに、多くの志願者が本学に進学できるよう、特待生制度を設ける計画を持っている。これは、学業成績において、極めて優秀な成績を有する者で、尚且つ品行方正な学生に対して授業料年額を免除することにより、学業に積極的に取り組み、社会に貢献できる人材の育成に寄与する制度で、授業料を全額・半額・1/3 額免除し、看護学科の場合最大で年間 100 万円の授業料免除を計画している。

【資料 2-1-1】 学生募集要項 2014 年度

【資料 2-1-2】 桐生大学・桐生大学短期大学部 入学者選抜規定

【資料 2-1-3】 桐生大学 医療保健学部令和 2 年度募集入試判定要項

【資料 2-1-4】 桐生大学・桐生大学短期大学部入試広報委員会規定

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教員と職員が協働して学生の学修支援を行っている。学生の学修支援に関する組織には、まず、各学科における担任制度が挙げられる。次に、いくつかの委員会が学生の学修支援組織として機能している。委員会の主な構成員は教員であるが職員も委員会メンバーとして加わっている。学生支援に関わる組織としては、「教務委員会」「学生委員会」「図書委員会」「入試広報委員会」がある。また、学生の自己学習の場として、図書館 2 階フロアにアクティブラーニングスペースを確保している。各学科には、国家試験対策委員会等の学生個々の国試対策を行う具体的組織もある。学生生活面の支援組織としては、事務局教務・学生課、管理課等に対応している。事務局と各学科（教学サイド）は、常に連絡を取り学生に対応している。

なお、TA 制度実施していない

#### ① 学生クラス担任制度・教務・学生課

学科長を中心とした担任制度は、各学年にクラス担任、副担任、およびクラス担当助手でチームを形成し、チームで学生一人ひとりをサポートする体制をとっている。クラス担任チームは、学期はじめに学生への履修指導を行い、クラス全員を対象とした個別面談を実施し、また事務職員（教務係担当者）から提供された成績データ等に基づき、問題を抱えている学生や欠席が目立つ学生への生活および学習面での相談、支援を行っている。具体的には、担任チームは、学生個人の成績管理と学習支援、経済的な問題に対しては学生係ならびに学生支援センターと連携して奨学金助成制等を紹介している。学生のメンタルに対するサポートはウェルネスセンターと協働しながら実施している。担任チームは定期的に会議を持ち、担当学年の情報共有を行い、指導内容の均一化を心掛けている。教員が実習指導等で学内に不在な時もメールや Moodle 等の通信手段を用いて、タイムリーに学生個々の対応を可能にしている。また、学生の身分に関すること（休学、復学、退学等）は、担任チームが学生と面談を重ね、時には学科長、保護者を交えた面談を実施して、その学生に最も適切な方向性を導くよう努力している。担任チームは、このように大学内の様々な部署に協力を仰ぎ、学生の抱えている問題の解決に向けて調整している。担任は年度毎に交代していくので、次の担任チームに引き継いでいくが、可能であればメンバーの一人は残り、継続的に学生をみていけるようにしている。担任チームの編成は経験豊富な教員と新任教員とのバランスを考え、構成している。

#### ② 教務委員会・教務・学生課

同委員会では、全学の教育に係る規程の制定及び改廃に関する事項に関することを協議しているが、学生の修学支援に直接かかわる件として、令和元年度において、「成績不良者」に対する個別指導のルール化が継続的に検討されている。

また、GPA 制度の運用を検討している。GPA 制度は学生の適切な履修計画、授業への取り

組み等の指導に運用される。看護学科における原級留置を原因とする学生の退学に対し、GPA 制度の運用を図ることにより退学率が減少することが期待できる。さらに、GPA を活用した成績優秀学生表彰の制度を導入し、学生の学修意欲向上につながる取り組みを行っている。

### ③ 学生委員会・教務・学生課

同委員会は、学生指導に関する事項 i 学生の賞罰に関すること。ii 学生及び学友会の課外教育活動並びに指導に関すること。 iii 代議員会の運営補佐に関すること。 iv その他学生指導に関することに関与していて、事務局学生係と連動し学生の細かなニーズに対応している。

### ④ 図書委員会・図書館【資料 2-2-1】

同委員会は、図書館職員と共同して学生の学修支援を行っている

i 購入希望図書の検討：学生から要望（直接要望を受け付ける制度有する）に応え、履修科目に関連した参考図書、貸出ランキング上位の図書を新しい版のものにする等が実行されている。

ii アクティブラーニングスペース（以下、ALS）の運用：ALSに関する設備が図書館2階フロアに新たに設置され、学生の自己学習の場として機能している。ALSは、動的なスペースや学習に関わる様々なサービスを提供することで、利用者の自主的な学習のモチベーションや学習自体の質を高めると共に、ディスカッション・コミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上なども目的とした空間であり、次の部屋が設置されている。

・ディスカッションルーム：ディスカッションや、プレゼンテーションの練習を行うことを想定した部屋で、設置備品としてロジエクタ、プロジェクタ用スクリーン、ホワイトボード、カラー複合機を有する。

・ディスカッションスペース・グループ学習スペース：4～8人程度での利用を想定したスペース、グループ学習スペースは3つあり、ディスカッションスペースは、やや広めの空間になっている。設置備品としてパーティション一体型ホワイトボードを有する。

・聴覚スペース：図書館が所蔵しているDVD、VHSが視聴可能なスペースで、3人までヘッドフォンの同時接続が可能である。置備品としてパーティション一体型ホワイトボードを有する。

・国家試験対策コーナー：ブックラックワゴン3台を設置し、国試対策図書を配架している。

・その他：リラックススペース（飲用可能な場所）貸出可能機器、ポスター作成用文具等を有している。

### ⑤ 入試広報委員会・入試広報係・学科

同委員会および入試広報課では、AO入試および推薦入学学生を対象に、入学前教育を各学科と協力して行っている。入学前教育の目的は、i 基礎学力の確認と向上 ii 大学教育に早く適応させること iii 看護師または管理栄養士資格取得（国家試験合格）への動機づけ等である。

i 基礎学力向上では、問題集（科目名：国語、化学、生物）を購入し、自宅学習後、確認作業を大学に来校し行う。

ii 大学教育への適応では、入学前ガイダンスを行い在学生との懇談会や学科教員による説

明を実施している。

iii 看護師または管理栄養士資格取得（国家試験合格）への動機づけでは、入学前ガイダンスでの学科教員による説明会を実施している。

#### ⑥ 各学科における国家試験対策

##### ・看護学科 保健師・看護師国家試験対策

看護学科国家試験対策委員会は受験学年である4年生を中心に保健師・看護師国家試験に向けて、準備計画を立てそれに則り、模試の実施と結果に合わせた学習指導、国家試験の手続き等を実施してきた。学生への指導では学科の全教員が4年生全体を数名に分けて受け持ち、個人ならびにグループに応じた支援をしている。また、試験手続きに関しては、教務係職員と教員とで協力し、準備・確認を行っている。

##### ・栄養学科 管理栄養士国家試験対策

管理栄養士国家試験に確実に合格するためには、効率の良い学習が不可欠である。栄養学科の国家試験対策委員会では、学科長を対策委員長に、対策主任・副主任と各学年の教員から構成されている対策検討チーム、さらに全教員が関わるサポート体制をとっている。対策検討チームでは対策主任を中心に国家試験対策の取り組みについて原案の検討を行い、全教員で対策について実行、サポートするような仕組みをとっている。

1・2年次では、学期ごとに修得した知識を国家試験出題ガイドラインの項目に沿ってまとめるオリジナルノートの作成や学生一人ひとりの成績や適性に応じた個別指導を実施し、教科担当教員との連携を取りながら単位取得や学びを深める指導を担当が中心となって実施している。

3年次では、模擬試験の実施、模擬試験の直しを徹底させることで学生の意識の向上や知識の習得を進めている。外部模擬試験に加え、本学科オリジナル模擬試験を実施するために、国家試験対策教員が協同して問題作成を行っている。また、国試対策委員会において、傾向を分析し対策を講じ、学生個々の模擬試験の結果や成績から苦手科目を重点的に学ぶ環境づくりをしている。模擬試験の受験、受験後の全問題の正答や解説を作成し、最終成績による正答率の高い問題や難関問題に対する自身の反復学習が自らできるようなシステムを構築している。

4年次では、特別演習Ⅰ～Ⅳが開講され、高い専門性を持つ教員が分野ごとの重要点や必須学習事項についてわかりやすく解説をしている。また、少人数制ゼミを全教員が担当し、苦手克服指導や効果的な学習方法などの適切なアドバイス、さらに精神面のサポートも実施している。常に、国家試験対策委員が最新の国家試験の情報提供や卒業生による国家試験に向けて講演会の開催、モチベーション向上に努めるように検討を繰り返している。

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

① TA制度実施はしていない。

② 障がいのある学生への配慮

11号館については、バリアフリー構造となっていて、3階建であるが、エレベーターが設置されている。4号館正面入り口には電動式リフト(2階まで)が設置されている。また、9号館および11号館入り口には車椅子が常備されている。

③ オフィスワーク制度

すべての教科目シラバスにオフィスワークについて具体的な場所時刻に着いて記載し学生に周知している【資料 2-2-2】。

④ 中途退学、休学および留年への対応

本学では、退学等の学生の身分に関する事項は、学生が教務係等に退学届を直接出す仕組みをとっていない。学生の身分に関する相談は、まず、各担任に相談する。退学または休学の場合は、その背景にある要因を学生とともに考え、さらに保護者を交えて相談を行う。その要因が、学力に関するところの場合、学習に関する支援策をともに考え、経済的要因の場合、奨学金制度や学生支援センタースタッフへの誘導を行う。これらにより、一部の学生については修学を継続することが可能となっている。退学が明らかになった場合は、必ず保護者（保証人）との面談を行い、保護者の意思も確認する。この時は、学科長も面談に加わる。この後、教授会に報告し退学となる体制をとっている。しかしながら、近年は退学者がやや増加している【資料 2-2-2】。その背景・原因について現在分析している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

・学生支援体制の整備 学生生活の問題や課題は年々多様化し、学生に対する指導支援体制がより重要になってきている。これらの問題に対しては、直接担当する部署のみならず関連する部署が情報を共有し連携して対応することとする。また、学生対応する教員並びに職員に対しては、SD 研修や FD 研修を通してそのスキルアップを図っていく。

・学生の心身に関する支援 学生の心身に関する支援については、ウエルネスセンターの役割が大きくなってきている。従って、保健室担当および学生相談担当職員の充実と地域専門医療機関との連携を図ることが必要となってきている。

・学生の経済的支援 本学には本学園独自の奨学金制度「関崎ミレニアム奨学金」がある。これは、家計の急変等による授業料納付が不可能となった学生に対する実質授業料免除制度である。現在まで少なくない学生が関崎ミレニアム奨学金に採用されてきたが、給付数に限界があるため次年度より高等教育の修学支援新制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度の対象機関として申請した。

・国家試験対策

看護学科

今年度は更に保健師・看護師の国家試験合格率を上げる為、上記に加え、国家試験対策委員の役割を明確化し、対象を4年生中心だけではなく、1～4年生とし、段階的な教育を目指すために学年毎に委員を中心に対策チームを立ち上げた。国家試験に関する学年目標の設定、対策を具体化した。実施にあたっては対策チームと担任チームが協働して、学生を支援する体制を整えた。また、成績が低迷している要学習支援者に対しても担当チームを作り、学習の進捗状況にあわせた個別指導、スモールグループ指導を実践し、きめ細やかな指導を実践している。

栄養学科

4 年担任団中心とした国試対策の体制を全学科教員で共有することで、桐生大学の国試対策の体制の構築を図り、仮に、対策担当者が交代する場合でも、対策の方向性は変わらないことで、一定した対策を講じることが可能となる。

したがって、該当年度の学生（4 年生）の特質を把握し、栄養学科国家試験対策委員会  
で協議しながら、指導・サポートしていくことが重要となる。また、4 年担任だけでなく、  
学科構成全教員が更なる対策内容や課題は何かを共有していくことが向上方策として肝要  
である。

さらに、国試問題分野毎に得点率（60％）を確保することが合格に向けての重要点であ  
ることを認識し、1 年次から確実に習得すべき学習必須事項を押さえ、学習の保障してい  
く授業の展開が求められるので、対策委員会で傾向を分析し、具体的な対策を講じていく  
予定である。

【資料 2-2-1】図書館だより 13 号 No1

【資料 2-2-2】大学ホームページ 教育情報の公開

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

○「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

○キャリア教育のための支援体制【資料 2-3-1】

学生支援センターが中心となり、全学共通講座を実施している。

#### ① 全学科共通講座（学生への就職支援のための講座）

・自己理解と仕事研究講座：実践的な就職活動支援として、自己分析と適正な職種選のため「自  
己理解と仕事研究講座」を卒業の前学年（医療保健学部 3 年）に開講する。

・キャリア・イメージング講座：学生が進路先や実際の就職活動方法を考えるきっかけとなる  
よう、各分野に内定学生や活躍している卒業生から、現場に即した話を聞き、質疑応答を通じ  
て就職活動やキャリアについて考える場を提供する。

・就職のための適性試験対策講座：多くの企業で行っている適性試験に対応するため、一般常  
識を含めた対策講座を行う。

・講演会、研修会の開催：学生のキャリア教育と卒業生の卒業後教育に資するための講演会や  
研修会を開催する。

・個別相談：就職はもちろん進学等、卒業後の進路に関わる悩みは個別に受付ける。進路が決  
まっていない・役立つ資格を取りたい・内定がもらえない・U ターン就職の悩み等、どのよう  
なことでもご相談に応じる。

模擬面接：面接は就職活動で最も重要な試験である。模擬面接では、本番さながらの実践指導  
を行う。

・就職試験対策講座（身だしなみ）：外見、例えばスーツの選び方など就職活動に役立つ内容  
を細やかに指導する。

・履歴書、エントリーシートの指導：社会人として適正な書類を書けるよう指導する。

#### ② 看護学科のキャリア教育と学生支援

学生支援センターと看護学科が協働して企画運営を行っている。

看護学生の卒業後の進路先は進学では大学院や助産師養成課程の学校がある。就職では病院、  
社会福祉施設、訪問看護ステーションなど、保健師としては行政機関（保健センター、保健所）、

民間企業、養護教諭など多岐にわたる就職先が考えられる。また、病院勤務を希望する場合においても、病院にはいくつかのタイプがある。例えば大学病院をはじめとする急性期を専門とする病院、地域医療に密接した病院、さらに療養型の病院など、それぞれの特色を示す病院がある。本学科では学生の個々の考えや将来の看護職としてのキャリアの点から、学生の一人ひとりの適性に沿うよう、下記のガイダンスや学科教員による相談を実施し進路決定の支援を行っている。

キャリアガイダンスⅠ（3年次）（7月）：看護職としての自覚と進路の選択のための現場を知覚することを目的に実施。

キャリアガイダンスⅡ（4年次）（4月）：実際の就職活動支援講座として、履歴書や面接等具体的な対応を習得する。

キャリアガイダンスⅢ（4年次）（実習病院説明会8月）：学生が実際の進路先を考えるきっかけとなるよう、各病院で活躍されている卒業生や専門の方々に、現場に即した話をしていただき、質疑応答を通じてキャリアについて考える場を提供する。

公務員試験対策講座：国・各都道府県・市町村の看護職等試験は、近年になり多くの変化がみられる。例えば、N県では一般常識試験だけでなく、看護専門試験（筆記）を実施しない。このように各自治体の実情に合わせた進路指導を行う予定である。また、保健師としての就職は行政機関が主となることから、この点の指導も行う。

一般常識・マナー講座：看護教育だけでなく社会人としての一般常識やマナーについても指導を行う。

インターンシップ（随時）：各病院のインターンシップ情報を提供しアドバイスを行う。

個別相談（随時）：就職はもちろん進学等、卒業後の進路に関わる悩みは個別に受付ける。

### ③ 栄養学科のキャリア教育と学生支援【資料 2-3-1】

栄養学科と学生支援センターが協働して企画運営を行っている。

管理栄養士の資格を活かした就職先は多岐にわたる。卒業生の就職先は、病院、保健所、学校、養護・老人施設、食品関連企業、研究所等、多種多様である。したがって管理栄養士養成課程の学生に対しては、学士課程教育初期の段階から多様な職域に対応できるイメージング等を組み込み、学士力を向上させるキャリアデザイン教育を実施する必要があると考えられる。そのため本学では、学生、教員で実践する下記の支援システムを導入している。

管理栄養士活動論（1年生）をキャリア教育の主軸として位置付け履修指導する。

専門基礎科目：「管理栄養士活動論」（1年生対象）：現場で活躍している管理栄養士から、実際の活動についての講義を受ける中で、自らの意思を確認し、将来、理想とする管理栄養士像を確立するように働きかける。

「早期体験合同実習」（1年生対象）：学外において、観察・見学・体験型の実習を医療の場、福祉の場、教育の場、食品関連企業の場において実施している。

「臨地実習」（3年生および4年生対象）：学外において学校給食・産業給食（給食経営管理）、病院実習（臨床栄養）、保健所・保健センター実習（公衆栄養）の場において、専門的な知識や技術が習得できる実習を行っている。

キャリア・イメージング講座（3年生対象）の開催（全学科共通講座と重複）：

学生が進路を考えるきっかけとなるよう、各分野で活躍されている卒業生や専門の方々に、現場に即した話をしていただき、質疑応答を通じてキャリアについて考える場を提供する。

講演会・研修会の開催（全学科共通講座と重複）：学生のキャリア教育と卒業生の卒業後教育に資するための講演会や研修会を開催する。

個別相談：就職はもちろん進学等、卒業後の進路に関わる悩みは個別に受付けることができる。履歴書、エントリーシートの添削：関係する教員にみてもらうことにより誰が見てもわかりやすい書類をつくれるよう指導する。

模擬面接：栄養士・管理栄養士の就職面接は一般業種にない特色がある。これらに対応する模擬面接では、本番さながらの実践指導を行う（4年担任およびゼミ教員）。

公務員試験対策講座：公務員対策は早期に始めることが重要である。公務員試験の対策は筆記試験勉強に尽きる。基本から専門まで反復学習を進め、合格への可能性を高める。

就職・進学に対する相談・助言の体制

本学では、①最終学年の担任、②学生支援センター、③卒研・ゼミ教員による相談の3つの仕組みがある。①担任は、学生支援センターと共同して、進路希望調査（アンケート）・内定報告の受理・就職相談他全般にわたり学生指導に当たっている。②前項に記述 ③卒研ゼミ教員による相談：多くの教員が、ゼミの中で就職に関する相談を行い、時に卒業生を紹介し就職にアドバイスを与えていることもある。なお、③については組織的体制にはあてはまらない。

### （3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

各センターと各学科の教職員の協働によるキャリア支援については、今後も継続して取り組む。中期計画においても、6つのポリシーの一つとして「学生支援の方針」を定め、これに基づく学生生活実態調査を2020年度実施する予定である。この結果を多面的に検証し、学生支援環境の整備を行う予定である。今後、学生には病因・施設・企業の採用状況や就職情報を提供し、キャリアガイダンスの実施、個々の学生に対する相談、進路指導については引き続き実施していく予定である。

【資料 2-3-1】大学ホームページ キャリア教育体制

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### （1）2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### （2）2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生支援に関する組織は、①各学科の担任制度と②学生支援センター（教員と職員の連動した組織）がある。事務部門の学生係では学生生活全般、教務係では時間割・学業成績等に関する事項について学生を支援している。また、学生の健康関連事項に対応するウェルネスセンターも組織されている【資料 2-4-1】。

学生サービス、厚生補導について検討する組織として本学では学生委員会が設置されている。委員は各学科教員が12名（短大部を含む）事務職員3名で構成され学長が指名した教員が委員長となり、委員会を運営している。中期計画に示された生活・進路支援強化に指針を裏付ける根拠となる「学生生活実態調査」も学生委員会で検討している。

また、授業、試験、成績に関する事項については教務係が対応している。学生駐車場、自家用車通学に関すること、体育館の使用、学生ロッカーの使用等については、管理課が対応している。学生支援に関する組織は図の通りである【資料 2-4-1】。

学務・事務案内（特に学生に関する事項）

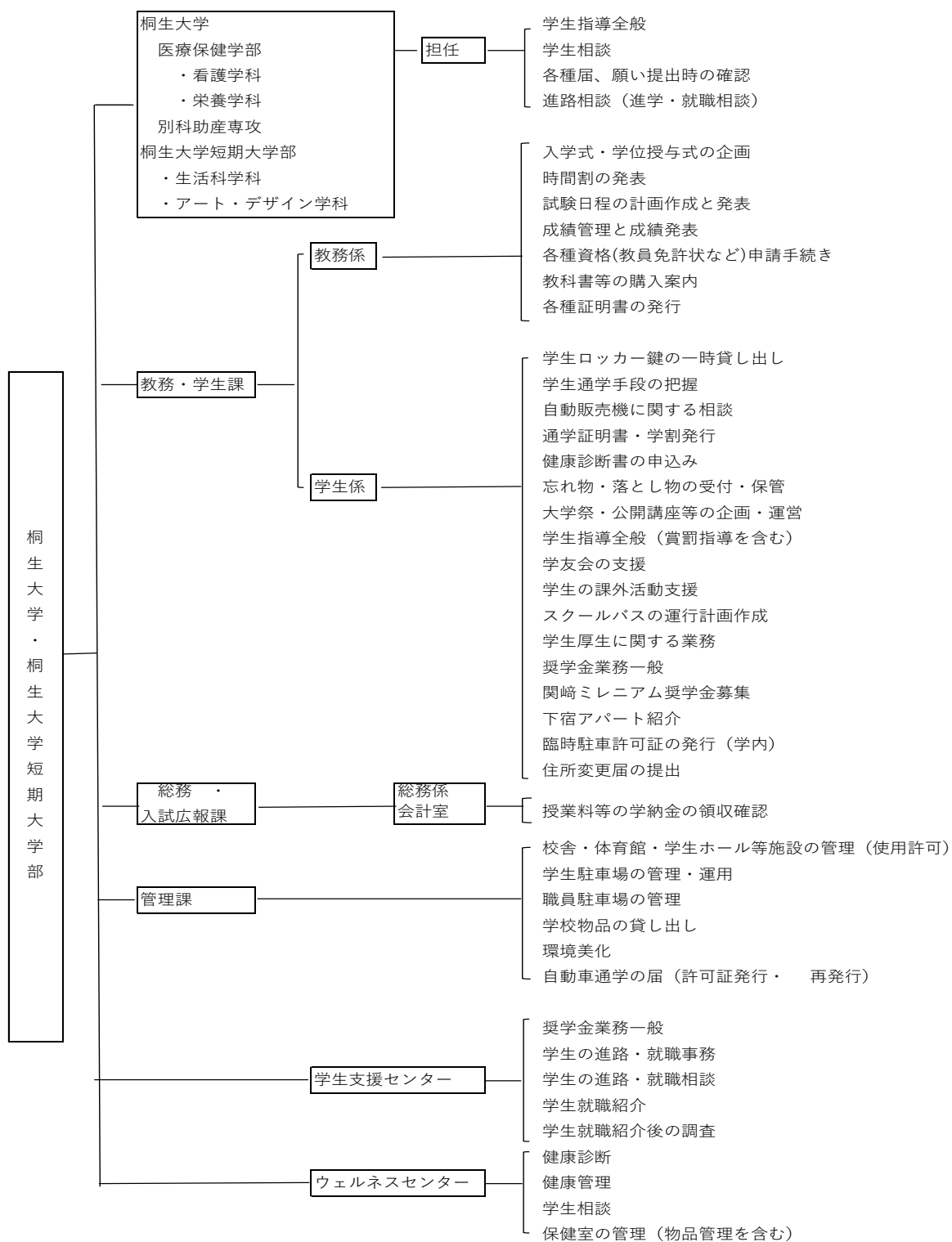


図 学生支援に関する組織

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

2019 年度より、桐生大学・桐生大学短期大学部 中期計画「TRUST」を策定し、6つのポリシーの一つに学生支援の方針を定めた。2020 年度より年度ごとに「生活・進路 支援強化指針」を作成するため、「学生生活実態調査」を実施し本学の実態を明らかにする。これを検証することで、学生支援体制の充実、学生の主体的行動支援、学生サービスの充実を図る予定である。

【資料 2-4-1】 学生生活ハンドブック

**2-5. 学修環境の整備**

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

大学の校地・校舎の面積は大学設置基準を大きく上回っており、その施設設備についても十分な質と量を有している。大学キャンパスには、運動場、体育施設、教室、実習実験室、図書館を有し、教育・研究の目的を達成するために必要な環境を確保している【資料 2-5-1】。

学生が自由に使える屋外スペースや、休憩や交流の場となるカフェ等のラウンジスペースを設置している。図書館にはアクティブラーニング・スペース（以下 A L S）を設けている。動的なスペースや学習に関わる様々なサービスを提供することで利用者の自主的な学習のモチベーションや学習自体の質を高めると共に、ディスカッション・コミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上なども目的とした空間である。具体的には、国家試験対策コーナー、オープンスペース、グループ学習スペース、視聴覚スペース、ディスカッション・プレゼンテーションルームが設置されている。【資料 2-5-2】

|             |                       |            |       |                |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|-------------|-----------------------|------------|-------|----------------|--------|----------------|----|----------------|--------------|----------------|--------|----------------|---|
| 校<br>地<br>等 | 区 分                   |            | 基準面積  |                | 専用     |                | 共用 |                | 共用する他の学校等の専用 |                | 計      |                |   |
|             | 校舎敷地面積                |            | —     |                | 17,058 | m <sup>2</sup> | 0  | m <sup>2</sup> | 1,666        | m <sup>2</sup> | 18,724 | m <sup>2</sup> |   |
|             | 運 動 場 用 地             |            | —     |                | 9,629  | m <sup>2</sup> | 0  | m <sup>2</sup> | 0            | m <sup>2</sup> | 9,629  | m <sup>2</sup> |   |
|             | 校地面積計                 |            | 8,755 | m <sup>2</sup> | 26,687 | m <sup>2</sup> | 0  | m <sup>2</sup> | 1,666        | m <sup>2</sup> | 28,353 | m <sup>2</sup> |   |
|             | その他                   |            | —     |                | 6,709  | m <sup>2</sup> | 0  | m <sup>2</sup> | 0            | m <sup>2</sup> | 6,709  | m <sup>2</sup> |   |
| 校<br>舎<br>等 | 区 分                   |            | 基準面積  |                | 専用     |                | 共用 |                | 共用する他の学校等の専用 |                | 計      |                |   |
|             | 校舎面積計                 |            | 5,660 | m <sup>2</sup> | 33,396 | m <sup>2</sup> | 0  | m <sup>2</sup> | 1,666        | m <sup>2</sup> | 35062  | m <sup>2</sup> |   |
|             | 教<br>員<br>研<br>究<br>室 | 学部・研究科等の名称 |       | 室 数            |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|             |                       | 看護学科       |       | 20 室           |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|             |                       | 栄養学科       |       | 13 室           |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|             |                       | 別科助産専攻     |       | 3 室            |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|             | 教<br>室<br>等<br>施<br>設 | 区 分        |       | 講義室            |        | 演習室            |    | 実験実習室          |              | 情報処理学習施設       |        | 語学学習施設         |   |
|             |                       | 生大学教室等施    |       | 10             | 室      | 8              | 室  | 11             | 室            | 1              | 室      | 0              | 室 |
|             |                       |            |       |                |        |                |    |                |              |                |        |                |   |
|             |                       |            |       |                |        |                |    |                |              |                |        |                |   |

桐生大学基準校舎面積＝家政関係 4,194 m<sup>2</sup>(別表第3イ) ＋ 保健衛生学関係(看護学関係) 4,561 m<sup>2</sup>(別表第3イ)

桐生大学基準校地面積=566 人 × 10 m<sup>2</sup>

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報機器演習室では、授業演習がない場合、学生に演習室を開放していて、学生は自由に機器を使用できる環境にある。印刷用紙については、担当教員に申し出をすれば補充も可能である。

看護学科：基礎成人看護学実習室において、看護技術などの自主練習のため、授業以外の時間に実習室を開放している。使用に際しては、学生が教員に申し出て、使用記録ノートに記載をする。自主練習が終了した場合はその旨を教員に報告する。最終終了時刻は18：10と定めている。

栄養学科：栄養教育実習室および臨床栄養実習室では、授業が実施されていない時間帯において実習室の使用が可能である。実習室のパソコンを利用することができ、印刷も可能である。ただし使用枚数を記録する。また、学生が国家試験勉強を行う場としても多く利用されている。使用最終時刻は、原則18：30と定めている。

図書館においては、希望すると図書を学生が直接要望することができる。図書館カウンターに「図書リクエスト用紙」が置いてあり、学生が必要事項を記入し、投函箱に用紙を入れ、これを図書委員会で検討し、購入となるシステムがある。さらに、図書館では、学生支援の一つとして、栄養学科学生を対象としたPEN講習会(Practice-based Evidence in Nutrition 栄養学の新しい理論と研究成果に関する科学的根拠に基づいた情報をデータベース化し、実践に生かすためのシステムを確立した学習ツール)の実施やアクティブラーニングスペースの運営を行っている【資料2-5-2】。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

11 号館（3 階建て）については、バリアフリーの設計となっていて、エレベーターも設置されている。講堂・情報演習室・講義室・図書館分室がある 9 号館に通じる 4 号館には階段に 1 人用リフトが設置されている。なお、10 号館（看護棟）にはエレベーターは設置されていない。

### （3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

【資料 2-5-1】校舎配置図

【資料 2-5-2】図書館だより [13 号] No. 1

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### （1）2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### （2）2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では卒業時に卒業生を対象とした卒業時アンケート調査を実施している。その内容を下記に示す【資料 2-6-1】。調査の実施時期は卒業式の当日に実施した。

1. 本学の教育について満足していますか
2. 本学での学生生活全体について満足していますか
3. 学友との出会いに満足していますか
4. 学習に関わる施設、設備、備品は十分でしたか
5. 教員による授業等の教育について満足していますか
6. 資格取得・資格試験への支援は十分でしたか
7. 就職活動への支援は十分でしたか

これらの結果は、桐生大学のホームページに記載し、学生、保護者、一般の方に公表している【資料 2-6-2】。

卒業生の 1. 「本学の教育に対する満足度」は高く、看護学科では満足とやや満足を合計した「満足度」の評価した値は 75%であった。栄養学科の満足度は 100%であった。2. 「本学の学生生活全体」の満足度は、看護学科 91%、栄養学科 98%で高かった。3. 「学友との出会いについて」は看護学科 99%、栄養学科 98%であった。4. 「学習に関わる施設、設備、備品について」の満足度は看護学科 72.8%、栄養学科 80.4%であった。両学科が使用している情報機器などの設備は随時新製品にアップデートしているが、看護学科が主に受講している看護棟（10 号館）は平成 8 年竣工で約 20 年、栄養学科が主に受講している 11 号館は、約 10 年経ていることから、この差が施設設備の「満足度」に反映されているのであろう。4. 「教員による授業等も教育について」は、看護学科 70%に対して、栄養

学科 98%であった。5.「資格取得・資格試験（国家試験）への支援について」は、栄養学科 98%、看護学科 79%であった。7.「就職支援について」は看護学科 75%、栄養学科 80%であった。両学科について「満足度」には多少の差異があるものの高い評価が示されていた【資料 2-6-2】。

#### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

・教科目ごとに授業評価：授業評価に関する調査を教務係が行い5～1の段階評価をし、その結果を桐生大学ホームページに公表している【資料 2-6-2】。また、その結果は各教員に表とグラフで示した集計結果と学生が記入したアンケートカード（無記名）でフィードバックされる。アンケートカードの裏には学生が自由に意見を書くことができ、これにより学生（無記名）の意見が教員にフィードバックされる。教員は、これらの結果を基に授業の構成や資料作りを行っている。

・卒業生を対象とした卒業時アンケート調査を実施している（前述）。学習支援に関する事項をその内容を下記に示す。

#### **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

・健康相談：本学では、各学科の担任が学生相談を担当するが、このシステムと並行してウェルネスセンター相談室が機能している。大学生活における勉強や友人関係などの悩み、健康状態について相談できる。なお、学生のプライバシーの保護を考慮した相談が可能である。相談を希望する学生は相談専用電話まで連絡し相談日時を決めることができる。この時学生からの意見を聞くことができる。なお、相談内容の個人情報は厳密に管理される。

・経済的支援・学生生活：学生支援センターにおいて、常時、事務職員（学生係）および教員が相談窓口にて意見要望を受けている。これとは別に、各学科の担任が学生相談を受けることが多い。担任は、学生支援センターと連絡を取り合い、職員と教員が協働して担当している。

#### **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

・授業評価アンケート 本学では、授業評価アンケートで自由記載できる。施設設備に関する内容があった場合、教務係が把握する。本年度については、施設設備に対する内容は確認できなかった。また、教科担当教員が学生より要望を聞き、学科の計画として予算化しコンピュータの新規調達等を行うこともあった。

・卒業生を対象とした卒業時アンケート調査の結果（下表）、施設設備（問4）については、看護学科・栄養学科いずれもおおむね満足評価を得ているが、教員の授業支援（問5）と資格取得支援（問6）については、両学科に差がみられた。この結果は学科内で検討され、教員の教育活動改善につながる取り組みがなされている。また、これらの情報は大学ホームページにて公開されている【資料 2-6-2】。

桐生大学

| 1. 本学の教育について満足していますか      |           |           |           |         |    |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|----|
| 学科                        | 1. 満足     | 2. やや満足   | 3. 少し不満   | 4. 不満   | 計  |
| 看護学科                      | 21 (27.6) | 36 (47.4) | 18 (23.7) | 1 (1.3) | 76 |
| 栄養学科                      | 22 (43.1) | 29 (56.9) | 0 (0.0)   | 0 (0.0) | 51 |
| 別科                        | 8 (47.1)  | 6 (35.3)  | 2 (11.8)  | 1 (5.9) | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す         |           |           |           |         |    |
|                           |           |           |           |         |    |
| 2. 本学での学生生活全体について満足していますか |           |           |           |         |    |
| 学科                        | 1. 満足     | 2. やや満足   | 3. 少し不満   | 4. 不満   | 計  |
| 看護学科                      | 36 (46.8) | 34 (44.2) | 7 (9.1)   | 0 (0.0) | 77 |
| 栄養学科                      | 29 (56.9) | 21 (41.2) | 0 (0.0)   | 1 (2.0) | 51 |
| 別科                        | 7 (41.2)  | 6 (35.3)  | 4 (23.5)  | 0 (0.0) | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す         |           |           |           |         |    |
|                           |           |           |           |         |    |
| 3. 学友との出会いに満足していますか       |           |           |           |         |    |
| 学科                        | 1. 満足     | 2. やや満足   | 3. 少し不満   | 4. 不満   | 計  |
| 看護学科                      | 72 (93.5) | 4 (5.2)   | 1 (1.3)   | 0 (0.0) | 77 |
| 栄養学科                      | 46 (90.2) | 4 (7.8)   | 1 (2.0)   | 0 (0.0) | 51 |
| 別科                        | 13 (76.5) | 4 (23.5)  | 0 (0.0)   | 0 (0.0) | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す         |           |           |           |         |    |

| 4. 学習に関わる施設、設備、備品は十分でしたか   |           |           |           |          |    |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----|
| 学科                         | 1. 満足     | 2. やや満足   | 3. 少し不満   | 4. 不満    | 計  |
| 看護学科                       | 20 (26.0) | 36 (46.8) | 18 (23.4) | 3 (3.9)  | 77 |
| 栄養学科                       | 19 (37.3) | 22 (43.1) | 8 (15.7)  | 2 (3.9)  | 51 |
| 別科                         | 5 (29.4)  | 7 (41.2)  | 5 (29.4)  | 0 (0.0)  | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す          |           |           |           |          |    |
| 5. 教員による授業等の教育について満足していますか |           |           |           |          |    |
| 学科                         | 1. 満足     | 2. やや満足   | 3. 少し不満   | 4. 不満    | 計  |
| 看護学科                       | 20 (26.0) | 34 (44.2) | 21 (27.3) | 2 (2.6)  | 77 |
| 栄養学科                       | 14 (28.0) | 35 (70.0) | 1 (2.0)   | 0 (0.0)  | 50 |
| 別科                         | 7 (41.2)  | 7 (41.2)  | 2 (11.8)  | 1 (5.9)  | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す          |           |           |           |          |    |
| 6. 資格取得・資格試験への支援は十分でしたか    |           |           |           |          |    |
| 学科                         | 1. 十分     | 2. やや十分   | 3. 少し不足   | 4. 不足    | 計  |
| 看護学科                       | 22 (28.6) | 39 (50.6) | 15 (19.5) | 1 (1.3)  | 77 |
| 栄養学科                       | 48 (94.1) | 2 (3.9)   | 1 (2.0)   | 0 (0.0)  | 51 |
| 別科                         | 6 (35.3)  | 8 (47.1)  | 2 (11.8)  | 1 (5.9)  | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す          |           |           |           |          |    |
| 7. 就職活動への支援は十分でしたか         |           |           |           |          |    |
| 学科                         | 1. 十分     | 2. やや十分   | 3. 少し不足   | 4. 不足    | 計  |
| 看護学科                       | 25 (32.5) | 33 (42.9) | 15 (19.5) | 4 (5.2)  | 77 |
| 栄養学科                       | 20 (40.8) | 19 (38.8) | 8 (16.3)  | 2 (4.1)  | 49 |
| 別科                         | 5 (29.4)  | 8 (47.1)  | 2 (11.8)  | 2 (11.8) | 17 |
| ※ ( ) 内は学科全体の%を示す          |           |           |           |          |    |

| 8. 本学で身についたと感じるものを選んでください。(3つまで) |           |           |           |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 学科 (有効回答数)                       | 看護学科 (77) | 栄養学科 (51) | 別科 (17)   |
| 1. 論理的な思考                        | 12 (5.7)  | 7 (5.1)   | 1 (2.4)   |
| 2. コミュニケーション能力                   | 45 (21.4) | 21 (15.3) | 4 (9.8)   |
| 3. 物事を多角的に・多面的に考える力              | 27 (12.9) | 8 (5.8)   | 3 (7.3)   |
| 4. 一般的な知識・教養                     | 27 (12.9) | 18 (13.1) | 5 (12.2)  |
| 5. 専門的な知識・教養                     | 37 (17.6) | 42 (30.7) | 10 (24.4) |
| 6. 考え方の柔軟性                       | 12 (5.7)  | 6 (4.4)   | 3 (7.3)   |
| 7. 協調性・チームワーク                    | 30 (14.3) | 25 (18.2) | 6 (14.6)  |
| 8. 学習したことを統合し、応用する能力             | 8 (3.8)   | 7 (5.1)   | 2 (4.9)   |
| 9. 職業に直結する実践的な力                  | 12 (5.7)  | 3 (2.2)   | 7 (17.1)  |

### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、卒業時アンケートを実施しているが、対象となる学年は卒業年度学生に限定されている。次年度より、学生生活実態調査を実施し、全学生に対し、学生生活や設備施設に対する調査を実施する予定である。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を提示し、さらに入学者選抜の基本方針を示し、これらは学生募集要項および本学ホームページ等において周知している。入学者選抜に関する事項は、入試広報委員会にて検討され教授会にて承認され、各規程および実施要項等により適切に実施している。

学修支援については、学生に関する各組織（学生支援センター、ウエルネスセンター、学生委員会、事務局学生係）および各学科・担任が密に連携しながらそれぞれの立場から支援できる体制を整備している。

キャリア支援については、学生支援センターと各学科・担任が連携し就職支援、講演会・研修会の開催、キャリア・イメージング講座の開催、個別面談等を実践している。また、国家試験対策については各学科において国家試験対策委員会を組織し学生の合格の支援を全力で行っている。その結果、看護師国家試験合格率は平成 30 年度 79.4%から令和元年度 87.3%へ、管理栄養士国家試験合格率が 88.2%から 91.8%へそれぞれ上昇した。学修環境については、校地、校舎面積は大学設置基準を上回っており、かつ栄養学科においては栄養士法に基づいた施設設備が整っている。

学生の意見・要望に対応については、毎年、卒業時アンケートを実施していたが次年度からは全学生を対象とした「学生生活実態調査」を行い、様々な要望・意見を聴取する体制を整備する予定である。

【資料 2-6-1】卒業時アンケート結果報告（第 1 報）

【資料 2-6-2】大学ホームページ 教育情報の公開

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」教育方針「実学実践」を踏まえて教育目標を学部および学科ごとに定め、この教育目標に基づきディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めた。ディプロマ・ポリシー策定の手順は、他のポリシーと同様に各学科の現状を踏まえて教務委員会で協議され、大学運営者評議会にて策定された。これらは、大学ホームページで公表し、また、学生募集要項に記載し周知している。シラバスにおいては、すべての科目においてディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している【資料 3-1-1】。ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を下記に示した。また、大学ホームページでも公開されている【資料 3-1-2】。

###### ・ディプロマ・ポリシー

###### 医療保健学部

医療保健分野に関する幅広い知識と確かな技術を修得し、国際化・情報化が進展した社会環境においても柔軟に対応ができ、医療・福祉施設及び居宅等の多様な場で活躍できる能力を備えている。その結果、本学の建学の精神である「社会に出て役立つ人間」となり得る知識・技術を修得している。

###### 看護学科

人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。

看護学の基礎となる、人体のしくみ、健康の諸側面、健康生活と社会との関係について、理解している。さらに、医療者として必要な倫理、守るべき法令を理解し、それに沿って行動できる。

看護の基本精神・基礎技術を理解した上で、さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階における科学的知識を修得し、実践的な援助技術を修得している。

看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合することができる。また、臨床現場でチーム医療の一員として活躍し、そこで調整する能力及び問題を解決する能力を修得している。

###### 栄養学科

人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。

人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を科学的に理解し、さらに健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な人体の構造並びに疾病の成り立ちから食べ物と健康の知識や技能を修得している。

多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣に係る栄養・食事管理、栄養教育、臨床栄養ならびに公衆栄養、給食経営分野に関して必要な知識や技術を修得している。

これまでの学習を統合・発展させ、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけ、実践的な職業人として活躍できる知識・技術を修得している。

別科助産専攻 ディプロマ・ポリシー(課程修了証授与の方針)

1. 助産師としての倫理観を深め、多様な価値観を受容し、対象の個別性を尊重できる能力を習得している。
2. EBM(Evidence Based Midwifery)、NBM(Narrative Based Midwifery)の視点から、母子の健康レベルに応じた的確な支援・指導ができる技術を習得している。
3. 女性のセクシュアリティに関する発達課題や健康問題に対応できる知識を習得している。
4. 国際的視野をもって、地域社会の発展に寄与できる能力を修得している。
5. 生涯にわたり、自己研鑽・自己啓発に務め、チーム医療に参画できる能力を習得している。

### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

看護学科および栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえての教育の積み重ねが行われている。このことが、それぞれ看護師・保健師・管理栄養士への道につながっている。単位認定および卒業認定の基準については、学則【資料 1-1-1】、履修の手引き【資料 3-1-3】および履修規程【資料 3-1-4】およびシラバスにて学生に周知している【資料 3-1-1】。進級（原級留置）については、履修の手引き【資料 3-1-3】および履修規程【資料 3-1-4】にて学生に周知している。また、新入生オリエンテーション時に教務係より説明している。

### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

単位認定基準、進級および卒業認定基準については、学則【資料 1-1-1】、履修の手引き【資料 3-1-3】および履修規程【資料 3-1-4】に定め、これらの規定に従い、厳格かつ適正に認定している。学生の進級および卒業判定については、教授会で審議され認定されている。

#### **(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）**

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は今後も継続して厳正に適用していく予定である。また、2020 年度より GPA 制度の導入も検討していて、学生の学業努力状況を把握することを目的としている【資料 3-1-5】。

【資料 3-1-1】 シラバス

【資料 3-1-2】 大学ホームページ教育情報の公開

【資料 3-1-3】 履修の手引き

【資料 3-1-4】 履修規程

【資料 3-1-5】 令和元年度第 4・7・10 回 教務委員会議事録

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、カリキュラム・ポリシーは、学科ごとに定めている。カリキュラム・ポリシーは、他のポリシーと同様に各学科の現状を踏まえて教務委員会で協議され、大学運営評議会にて策定された。これらは、学生ハンドブック【資料 3-2-1】に記載し、全学生に配布し学生に周知している。また、大学ホームページで広く一般に公表している【資料 3-2-2】。

##### ・カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）

桐生大学 医療保健学部

看護学科

医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。

「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な学習を目的とする「専門基礎科目」を配置する。

基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習する「専門科目」を配置する。

「専門科目」の中に、看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合する「看護の統合と発展」に係る科目を配置する。

栄養学科

医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。

「人間と環境の理解」を主軸に、「健康・環境・栄養・食品・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な科目群として「専門基礎科目」を配置する。

多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的として「専門科目」を配置する。

「専門科目」の中に、実践的な管理栄養士として活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、これまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

#### 別科助産専攻

1. 助産師に必要とされる「対象の理解」と「対象を取り巻く文化・社会」に対する知識と技能の習得のための基礎理論を学習し、助産師の社会的使命を広い視野からとらえる総合的な学習を目的とし「基礎領域科目」を配置する。

2. 対象の多様性を尊重し、助産実践に必要な基礎技術及び助産診断とその過程展開について総合的に学習することを目的とし「実践領域科目」を配置する。

3. 専門職業人として社会的、国際的な視野を持ち、助産学の継続的な発展の基盤となる知識・技術を学習することを目的とし「総合領域科目」を配置する。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、他のポリシーと同様に各学科の現状を踏まえて教務委員会で協議され、大学運営評議会にて策定された。

ディプロマ・ポリシーは、学生が本学の教育によってどのような知識と技術を習得できるのかを示し、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程の編成について具体的な内容を示した。その対比表を下に示した。

| 看護学科                                                                                               |                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カリキュラム・ポリシー                                                                                        | ディプロマ・ポリシー                                                                                             |
| 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。             | 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。                                                                  |
| 「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な学習を目的とする「専門基礎科目」を配置する。        | 看護学の基礎となる、人体のしくみ、健康の諸側面、健康生活と社会との関係について、理解している。さらに、医療者として必要な倫理、守るべき法令を理解し、それに沿って行動できる。                 |
| 基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習する「専門科目」を配置する。 | 看護の基本精神・基礎技術を理解した上で、さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階における科学的知識を修得し、実践的な援助技術を修得している。                                  |
| 「専門科目」の中に、看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合する「看護の統合と発展」に係る科目を配置する。                        | 看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合することができる。また、臨床現場でチーム医療の一員として活躍し、そこで調整する能力及び問題を解決する能力を修得している。 |

| 栄養学科                                                                                            |                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カリキュラム・ポリシー                                                                                     | ディプロマ・ポリシー                                                                                              |
| 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。          | 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。                                                                   |
| 「人間と環境の理解」を主軸に、「健康・環境・栄養・食品・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な科目群として「専門基礎科目」を配置する。 | 人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を科学的に理解し、さらに健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な人体の構造並びに疾病の成り立ちから食べ物と健康の知識や技能を修得している。        |
| 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的として「専門科目」を配置する。   | 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣に係る栄養・食事管理、栄養教育、臨床栄養ならびに公衆栄養、給食経営分野に関して必要な知識や技術を修得している。 |
| 「専門科目」の中に、実践的な管理栄養士として活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、これまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。         | これまでの学習を統合・発展させ、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけ、実践的な職業人として活躍できる知識・技術を修得している。                               |

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学科のカリキュラムはカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。すなわち、カリキュラム・ポリシーでは学部共通科目・専門基礎科目・専門科目のそれぞれの目的が示されており、カリキュラムはこれらの目的に沿った科目が配置されている【資料 3-2-3】。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は、学部共通科目として位置づけられ、「人間と社会」9 科目、「人間と環境」9 科目、人間と情報・コミュニケーション 13 科目が開講されている。

本学の学部共通科目は教養教育科目にとどまらず、専門基礎科目や専門科目につながるような編成もされている。教養科目担当の専任教員は 5 名で各学科に所属している。

教養教育の取組としては、1)学科専門科目との連携、2)入学後教育の推進（スタディスキルズやキャリア教育）の 2 つがあり、各学科の意向をある程度反映した教養教育の在り方を検討している。また、教養教育推進委員会が教務委員会や FD 委員会と連携して本学独自の方向性を検討している【資料 3-2-4】。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

平成 26 年度より、本学で必要とされる教養教育の在り方について検討することを目的として、教養教育推進委員会が置かれ、教養教育に必要な事項が検討されてきた。同委員会は大学において教養教育の責任ある実施体制を確立するために置かれ、各学科における専門科目のカリキュラム検討の際、教養教育科目の位置づけと役割についての関連性について検討されている。

具体的には、実際の教養科目について、例えば「哲学・倫理学」や「医療保健英語」等

について、受講者数や開講時間などを一つ一つ検証して、時間割や開講時期の改善を提言している。また、カリキュラムそのものについても検討し、例えば学部共通科目の必修科目は増やさない、「人間発達学」について、看護学科・栄養学科共通で専門科目へ移籍すること等の意見を教務委員会等に提言している。

(1) 学部共通科目のカリキュラム編成について

- ・ 現行のカリキュラムにおいては、学部共通科目は 1・2 年次に集中している。下級学年配当の学部共通科目を履修することは、理論上可能であるが、在籍学年の必修科目と重なって時間割が組まれていることも多く、制限されている現状がある。
- ・ 4 年次に配当されている学部共通科目も存在するが、国家試験のスケジュールとの関係から進んで履修する傾向にあるとはいえない。
- ・ 教職に関わる科目については、1・2 年次での履修が望ましい。
- ・ 語学系の科目に関しては、履修系統図においても独立していることから、必ずしも 1 年次の履修でなくてもよいと思われる。
- ・ 学部共通科目として配置されている科目には、リメディアル教育的な役割を果たし、上級学年で開講される科目の履修にあたり基礎となる科目（生物学、化学、物理学など）と大学生としての教養を身につけるための科目（哲学・倫理学など）とがあり生物学、化学、物理学などについては、1・2 年次での履修が望ましいが、哲学・倫理学などについては配当学年変更を検討する余地がある。
- ・ 大規模な変更案として、
  - 教養科目の一部を集中講義として開講する
  - 語学の時限を限定して隔年開講とする
  - 1 つの時限に複数の科目を配置する
  - 曜日・時限を限定し、全学年において学部共通科目のみの時間を設けるといったことが教養教育推進委員会から提言された【資料 3-2-4】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教養教育については、教養教育推進委員会が詳細について検討し、これを教務委員会に提言する形をとっている。教務委員会では、学科長も構成員となっていることから各学科の意見、特に専門課程の科目と教養教育とのすり合わせが可能となっていて、今後もこの形は維持していきたいと考えている。また、FD 委員会からの意見も教養教育に反映できるような体制も検討すべきと考えられる。

【資料 3-2-1】 学生生活ハンドブック

【資料 3-2-2】 大学ホームページ

【資料 3-2-3】 履修の手引き

【資料 3-2-4】 教養教育推進委員会議事録

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた教育が実行されているかについては、各学科において定期的に学科会議の中で検証している。改選すべき内容があれば学科内でカリキュラムを具体的な改善案を提案し、教務委員会を経て教授会で審議しカリキュラム変更を行うようにしている。

学修成果の点検・評価の観察項目は、講義等の内容については、①シラバスの教員による相互点検、②学生による授業評価アンケート【資料 3-3-1】、資格取得状況については、国家試験合格状況調査【資料 3-3-2】、就職状況については、各学科および学生支援センターの行う就職内定調査【資料 3-3-3】、学生の大学に対する満足度は、卒業時満足度アンケート調査【資料 3-3-4】、就職先の卒業生に対するアンケート【資料 3-3-5】である。また、点検・評価方法については、国家試験合格状況については、学長が示す数値目標等の到達度をもって行っている。就職状況については数値目標を示しておらず、むしろ、学生ひとり一人の確実な進路決定を目指し指導している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、学生による授業評価アンケート、資格取得状況、国家試験合格状況調査、就職状況、卒業時満足度アンケート調査の結果については大学ホームページに公表し、学生、卒業生、保護者を含め一般にも公表している。就職先の卒業生に対するアンケートについては、現在、集計中であり、今後公表することを検討している。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

既存の 4 つのポリシーに<sup>(※)</sup>、新たに「学生支援ポリシー」と「研究ポリシー」を加え 6 つのポリシーに基づいた教学マネジメント(PDCA)の基盤強化を目指す。

2022 年度の新カリキュラムへの改編をベンチマークに、中教審「教学マネジメント指針」や文科省「私立大学等改革総合支援事業」に対応した教育改革を推進する。

※既存の 4 つのポリシー：アセスメント・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びアセスメント・ポリシー（学修成果の評価）の 4 つのポリシー

【資料 3-3-1】 学生による授業評価アンケート

【資料 3-3-2】 国家試験合格状況調査

【資料 3-3-3】 就職内定調査

【資料 3-3-4】 卒業時満足度アンケート調査

【資料 3-3-5】 就職先の卒業生に対するアンケート

#### [基準 3 の自己評価]

学位授与に相応しい能力の到達として示されたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

を大学ホームページ、学生生活ハンドブックに学科ごとに記載し公表している。

単位の認定、進級および卒業判定の基準を学則に規定し、入学時ガイダンスおよび毎年行う学科・担任によるオリエンテーション、日々の担任指導により周知徹底され、また適正かつ厳正に運用されている。編入学学生に対する他大学において修得された単位については、学則、桐生大学既修得単位認定規程【資料 3-1】、桐生大学編入学規定【資料 3-2】、において既修得単位の認定基準において厳正に運用されている。ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーが策定されており、これらは大学ホームページ他により周知されている。これら三つのポリシーに基づき、基礎および専門科目の編成、科目配置、履修系統図が作成されている

教養教育については、教務委員会・各学科と教養教育推進委員会が連携して基礎教養科目が策定及び改善が図られている。

さらに、学修時間・学修行動・到達度自己評価調査を行い学生の学修行動等の結果を大学ホームページで公開している。

以上のように、本学では、学修成果の点検・評価を実施していて、基準 3「教育課程」の基準を満たしている。

【資料 3-1】 桐生大学既修得単位認定規程

【資料 3-2】 桐生大学編入学規定

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### **(1) 4-1 の自己判定**

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### **(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

学長が大学運営の意思決定するために、学内の諸情報を得て、適正な判断しリーダーシップを発揮するための補佐として、①副学長を置き(学則第 8 条2項)、②補佐体制として桐生大学大学運営評議会(以下運営評議会)が設置されている(学則第9条)【資料4-1-1】【資料4-1-2】。

副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどっていて(学則第 8 条2項)、適切に機能している。

運営評議会は学長のリーダーシップのもと、副学長、学部長および学長が指名した者で構成されている。運営評議会は、本学の重要事項を審議することを目的とし、原則月 1 回開催される。学長が議長となり次の事項について審議する。

##### **1 教育及び研究活動の基本に関する事項**

- 2 大学の組織及び運営に関する事項
- 3 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 4 教員人事に関する事項
- 5 大学の将来計画に関する事項
- 6 学年歴及び全学的行事に関する事項学年歴及び全学的行事に関する事項
- 7 入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項針に関する事項
- 8 教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項
- 9 学生の厚生補導の基本に関する事項学生の厚生補導の基本に関する事項
- 10 学生の賞罰の基本に関する事項学生の賞罰の基本に関する事項
- 11 学長から諮問された事項学長から諮問された事項
- 12 教授会から提案又は付託された事項教授会から提案又は付託された事項
- 13 その他必要な事項その他必要な事項

本学には、学則第 10 条により、教授会が置かれている【資料 4-1-3】。教授会の構成員は当該学部の教授・准教授・学部長が指名する者で構成され、教育研究に関することを目的とし原則月 1 回開催される。学長が議長となり次の事項について審議する。

- 1 学部内規程等の制定及び改廃に関する事項学部内規程等の制定及び改廃に関する事項
- 2 学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- 3 編入学生の単位の認定に関する事項編入学生の単位の認定に関する事項
- 4 研究生・聴講生研究生・聴講生・科目等履修生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項及び外国人学生に関する事項
- 5 教育課程の編成及び試験に関する事項教育課程の編成及び試験に関する事項
- 6 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- 7 学長の諮問した事項学長の諮問した事項
- 8 その他本学部の教育・研究及び運営その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項に関する重要事項

また、学長は教授会を介して委員会を設け、各分野における課題等を付託または諮問し（学則第 10 条 4 項）、報告を受け運営に関する方針や意思決定を行っている。また、各委員会の報告した重要事項については大学運営評議会で検討され意思決定がなされ、さらにその内容が、各部署にフィードバックされ、公開が必要な件については一般に公開される。

さらに学長は、大学の教育改革・改善、研究活動や社会貢献活動の推進、学修環境の整備を行うため学長裁量経費によって支援することができる【資料 4-1-4】。支援対象となる活動は(1) 教育改革・改善の具体的提案とそのための調査 (2) 研究活動 (3) 社会貢献活動 (4) 教育改革・改善に取り組む先進大学、教育機関等の視察 (5) 教育改革・改善に関する研修会等への参加等である。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命・目的を果たすため、大学運営評議会、教授会、センター、委員会および学科が

置かれ、各部署には教員および事務職員が適切に配置されている。学科においては、各学年に担任・副担任が置かれ学生指導がなされている。

大学運営評議会は、学長、副学長、学部長、学長が指名した者具体的には、各学科長、センター長、事務長、総務・入試広報課長、教務・学生課長、教務委員会委員長等で構成されている。大学運営評議会は、大学の組織及び運営に関する事項の他、教員人事や大学の将来計画、学年歴及び全学的行事、教学関係予算の編成方針及び予算の配分等大学運営の重要事項について審議される。

各学科では学科長が、該当学科の組織を作成する。また、学科の活動計画・予算案を作成する権限を有し、これらを作成し、大学運営評議会および予算審議会・予算決定会議に申請・報告する。これらを経て理事会で予算が審議される。これらの予算に裏付けされた活動計画に基づき、教育活動が行われる。各学科では原則月 1 回開催される学科会議で学生の状況、学科の課題や提案等が協議される。大学全体に関する事項については、大学運営評議会で報告される。大学運営評議会では学科等から報告・提案された事項について協議を重ね、全学的に情報を共有し、活動方針等を明確化している。大学運営評議会で決定した事項についてはフィードバックされ、学科ではこれに基づき活動している。

教学面(教育・研究に関すること)で学長が意思決定を行うために審議する機関である教授会は、桐生大学と桐生大学短期大学部が合同で行っている。教授会では、教授、准教授および学部長が指名する者で構成され、学部内規程等の制定及び改廃や 学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍、編入学生の単位の認定、研究生・聴講生研究生・聴講生・科目等履修生に関する事項他について審議される。教授会は「桐生大学教授会規程」に基づいて、審議内容、決議方法等について適正に運営されている。また、本学では、学生の身分に関する事項(退学・休学等)については、事務機械的に教授会へ報告するのではなく、各学科の担任がきめ細やかな学生指導・相談を行い、保護者との連絡を密に行っている。学生の「心の相談」についてはウェルネスセンター、経済的支援については学生支援センターと協働して対応している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

桐生大学の学務組織は、学長が中心となり、副学長、学科長および事務長から意見を聴き、理事長に報告の上、前年度末までに作成され公表される(下図および表)。

下記に、本学における職員の配置(図 桐生大学・桐生大学短期大学部 事務組織)およびその役割(表 大学事務局の業務)を示した。

本学の事務職員の採用は、就業規則【資料 4-1-5】に基づき理事長が行っている。職員の配置は、各部署の業務内容および業務量に応じて、職員の年齢、キャリア、能力を勘案している。

# 桐生大学

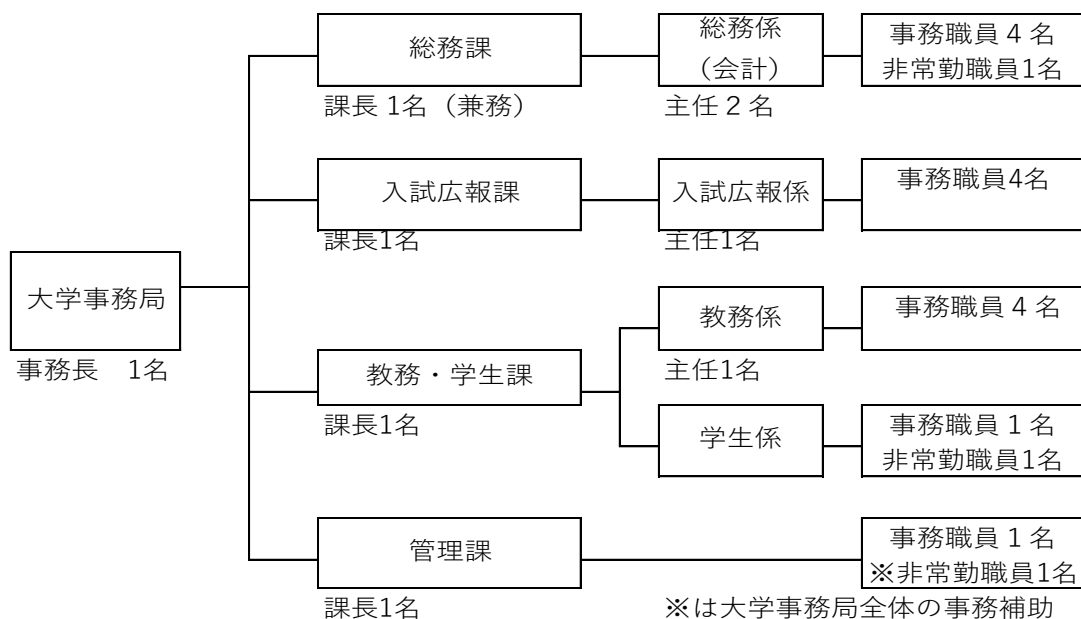


図. 桐生大学・桐生大学短期大学部 事務局組織

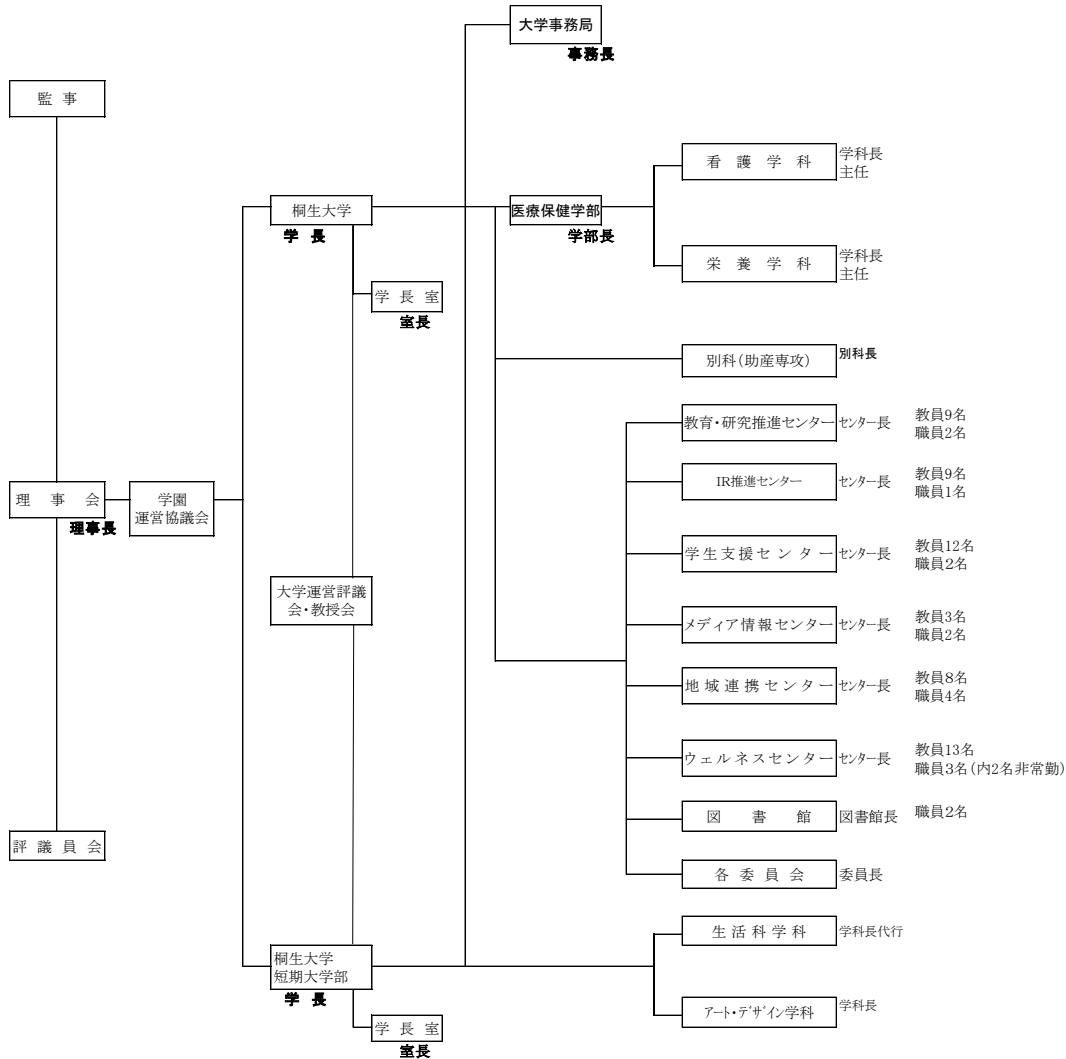
表 大学事務局の業務

|                |                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課<br>(会計係含む) | 学長印の保管保管すること<br>文書、小包及び電信の接受並びに発送に関すること<br>文章の保管に関すること<br>電話交換及び受付に関すること<br>学校基本統計、その他各種統計調査及び報告に関すること<br>諸行事及び儀式に関すること<br>同窓会及び後援会に関すること<br>学生の納付金、寄付金、補助金その他諸収入金の収納に関すること<br>補助活動等の運営に関すること<br>教職員の福利厚生に関すること<br>その他他課に属さないこと |
| 入試広報課          | 学生募集及び入学生の選抜に関すること<br>学内及び学外に対する広報活動に関すること<br>外部からの問合せに関すること<br>入試広報に関すること<br>入試関連の会議に関すること<br>課の所管事務に係る調査・統計及び報告に関すること<br>その他入学者選抜、広報に関すること                                                                                    |

表 大学事務局の業務 続き

|              |                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教務学生課<br>教務係 | 入学式・学位授与式の企画<br>時間割の作成と発表<br>試験日程の計画作成と発表<br>成績管理と成績発表<br>各種資格(教員免許状など)申請手続き<br>教科書等の購入案内<br>各種証明書の発行<br>教授会に関すること<br>学生の修学指導に関すること<br>教育課程に関すること<br>学生の学籍・記録及び報告に関すること                                                                  |
| 教務学生課<br>学生係 | 学生ロッカー鍵の一時貸し出し<br>学生通学手段の把握<br>自動販売機に関する相談<br>通学証明書・学割発行<br>健康診断書の申込み<br>忘れ物・落とし物の受付・保管<br>大学祭・公開講座等の企画・運営<br>学生指導全般（賞罰指導を含む）<br>学友会の支援<br>学生の課外活動支援<br>スクールバスの運行計画作成<br>学生厚生に関する業務<br>奨学金業務一般<br>下宿アパート紹介<br>臨時駐車許可証の発行（学内）<br>住所変更届の提出 |
| 管理課          | 校舎・体育館・学生ホール等施設の管理（使用許可）<br>学生駐車場の管理・運用<br>職員駐車場の管理<br>学校物品の貸し出し<br>環境美化<br>自動車通学の届（許可証発行・                                                                                                                                               |

## 桐生大学・短期大学部 学務組織



教学マネジメントを遂行するにあたり、各センターでは次の通りの業務が運営されている。

- ・学生支援センター：学生支援については、学科の担任制度の他に、学生支援センターが置かれ、学生の就職進路・奨学金・福利厚生に対応している。
- ・ウェルネスセンター：保健衛生・感染症対応・学生相カウンセリングに対してはウェルネスセンターが設置され、それぞれ専任教員が配置されている。なお、保健室業務については専任教員の他非常勤職員も補充されている。
- ・メディア情報センター：(1) ネットワークシステム (2) 計算機システム (3) 教育用計算機システム (4) その他情報システムの整備、運用管理並びにそれらに係る維持管理、技術支援及び研究開発に関することを担当し、教員及び職員が適切に配置されている。
- ・地域連携センター：地元みどり市との連携事業と担当し、みどり市笠懸地区産業祭への桐生大

学生の参加、学生実習(みどり市受け入れ:別科助産専攻の実習・看護学科公衆衛生看護学実習・栄養学科臨地実習(公衆栄養学実習Ⅱ・給食経営管理論実習Ⅱ)・教育実習の受け入れ)等に関与している。その他に地元みどり市の審議会等(環境審議会・男女共同参画審議会・介護保険事業推進懇談会・みどり市ブランド創出プロジェクト委員会・みどり市子ども・子育て会議・みどり市健康づくり推進協議会・みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会)に関与している。

・教育研究推進センター:教育研究推進センターではFD委員会、教養教育推進委員会、教職課程委員会の情報共有し、研究倫理研教育研修会・FD研修会・個人研究費・個人研究力・紀要発行の予算化に関与している。

・IR推進センター:インスティテューショナル・リサーチ(IR)の推進に係る企画、立案及び取りまとめを行う。業務内容については(1)教育内容・成果についての調査(2)対象:在学生・卒業生・関係諸機関 行政・産業界・企業〈就職先〉調査およびその結果を分析・検討して、公表する。これらの調査結果を大学運営評議会に報告し、教育の質の改善につなげていくことである。

### (3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は教学のマネジメント機能を維持するため、学長のリーダーシップのもと教授会、大学運営評議会、学科組織等の組織を構築し運営してきた。本学の使命・目的を達成するため、学科における学生指導体制を強化し、教授会・大学運営評議会の機能を高め、副学長や事務局長をはじめとする各役職者とのコミュニケーションを高め、継続的な教育の質向上を図っていくこととする。

【資料 4-1-1】桐生大学学則

【資料 4-1-2】桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 4-1-3】桐生大学 教授会規程

【資料 4-1-4】桐生大学・桐生短期大学部学長裁量経費規程

【資料 4-1-5】就業規則

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

両学科ともに、大学設置基準、保健師助産師看護師学校養成所指定規則および栄養士法施行規則(管理栄養士養成施設 指定基準)で定める教員数を満たす教員を確保し、教育課程に即して適切に配置している。

教員の採用については、桐生大学・桐生短期大学部教員採用規程【資料 4-2-1】、桐生大学・桐生短期大学部教員資格審査委員会規程【資料 4-2-2】、桐生大学・桐生短期大学部教

員任用昇格に関する内規【資料 4-2-3】に従って提携に運用されている。採用の情報については、大学ホームページ、専門機関（科学技術振興機構（JREC-IN Portal））を通じて広く公募している。

教員の昇格については、教員の資格審査運営規則【資料 4-2-4】、教員の資格基準【資料 4-2-5】、教員資格基準審査の内規【資料 4-2-6】に従って、適正に運営されている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

教員の教育研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的としてファカルティ・ディベ ロップメント（FD）FD 委員会が置かれ、FD 委員会規程【資料 4-2-7】に従って、FD 研修会の計画・実施、学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項の検討、公開授業実施計画の立案および公開授業の実施・検討会の開催などが行われている。なお、これらの運営・実施については、教育研究推進センターが深く関与している。

令和元年度における FD 研修会および公開講座の実績を下記に示した。

- ・令和元年 6 月 4 日「本学のアセスメント・ポリシーのための FD」
- ・令和元年 9 月 3 日 「学術・研究倫理について：人を対象とする医学系研究に関する倫理講習会」北里大学医学部附属医学教育研究開発センター医学原論研究部門 齋藤有紀子 先生
- ・令和元年 9 月 17 日「学生による授業評価アンケート」へのレスポンスーどのように読み、どのように活かすかー 群馬県立女子大学 佐々木 尚毅教授

【資料 4-2-1】桐生大学・桐生短期大学部教員採用規程

【資料 4-2-2】桐生大学・桐生短期大学部教員資格審査委員会規程、

【資料 4-2-3】桐生大学・桐生短期大学部教員任用昇格に関する内規

【資料 4-2-4】教員の資格審査運営規則

【資料 4-2-5】教員の資格基準

【資料 4-2-6】教員資格基準審査の内規

【資料 4-2-7】桐生大学・桐生大学短期大学部 FD 委員会規程

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置を大学設置基準および栄養士法施行規則に従って引き続き適切に実践していく。

FD 活動については、FD 委員会を中心に FD の実施計画を策定し、教務委員会をはじめ各委員会の協働にて教育内容・方法の改善と開発を行い、本学の教育目標達成のため総合的な教育力向上を目指す。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み**

大学運営に関わる職員の取り組みを下記に示す。

①毎週 1 回の事務局連絡会議： 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）8：30 から Microsoft teams を活用して情報共有を実施している。この会議は所属以外の業務について知ることやセクト主義にならないように協力体制を構築するのに役立っている。

②新任職員の研修： 新任職員が入職される際にオリエンテーションを実施し、就業規則や主要な規程、各種申請書やワークフローなど大学職員として必要な知識を身につけさせたいので、所属ごとの OJT を実施している。

③各種研修会、セミナーへの参加： 日本家政学会関東支部総会・統計講習会、科研費改革その先の研究支援体制セミナー、エデュースセミナー「大学入試共通テストいよいよ目前！「高大接続・大学入学選抜改革」の最新動向、私立短期大学入試、広報担当者研修会、研究公正シンポジウム、セクシュアルマイノリティー基礎研修会、事務局長等研修会、（関東私立短期大学協会）、日本学生支援機構奨学金の業務研修会、丸善雄松堂・大学経営トップセミナー

私立短期大学教務担当者研修会、短期大学経理事務棟研修会参加ほか

④各種説明会等への参加： 学校基本調査説明会、高等教育の修学支援新制度説明会、私立大学等経常費補助金説明会、文部科学省・厚生労働省からの情報提供（日本看護系大学協議会主催）、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、科学研究費助成事業説明会、関東信越厚生局管内管理栄養士・栄養士養成施設説明会ほか

⑤事務職員の人事評価制度の導入： 平成 30 年度から専任事務職員の給与制度が改正され、実態に沿った給与等級表がディスクローズされ、これに伴い大学職員の人事評価制度が導入された。等級ごとの評価基準、評価者（一次、二次、最終）の設定がされ、昇級・昇格の基準が明確になった【資料 4-3-1】。

⑥SD 研修の計画実行： 大学設置基準等の一部を改正する省令により、平成 28 年度から義務化された大学における SD 研修。かつては FD の対象が教員、SD の対象は事務職員という考え方もあったが、現在は教員、職員を合わせた大学教職員が対象となり、毎年最低 1 回以上研修会を開催し、内容も多岐にわたる。

・令和元年 9 月 3 日

1 回目 学校ハラスメント研修～ あいまいな知識と当事者意識の欠如が招く被害～

2 回目 予測困難な時代に選ばれる学校作り（株式会社 エデュース）

・令和元年 9 月 6 日

2019 学校法人桐丘学園 SD 研修会 「私立大学運営課題：～国の高等教育政策を踏まえて～（私学事業団）

【資料 4-3-1】 学校法人桐丘学園 教職員給与規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員のスキルアップのための職員研修は、今後を継続していくが、事務職員のみでなく

教授陣（教員サイド）と運営能力向上の情報は共有しながら、大学全体としての大学運営に関わる職員の資質・能力向上に努める。特に少子化に伴う対策・学生募集への取り組みについては、事務サイドと教員サイドが共通認識のもと共に取り組んでいくこととする。

#### **4-4. 研究支援**

##### **4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

##### **4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

##### **4-4-③ 研究活動への資源の配分**

###### **(1) 4-4 の自己判定**

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### **(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

教員個人研究費が、専任教員（教授、准教授、講師、助教）に交付されている【資料 4-4-1 および 4-4-2】。また、専任教員には研究室が原則、個室が付与されている（助教については一部 2 人部屋）。研究室には、一人ひとりに机、椅子、書庫、ロッカーが整備され、パソコン、プリンターが貸与されている。各研究室には学内 LAN およびインターネット環境が整備されている。また、研究旅費についても、一定額が交付される【資料 4-4-2】。実験講座の研究に対しては、10 号館病理解剖研究室、同実習室、11 号館理化学実験室、4 号館食品加工実験室および理化学実験室が使用できる。また、動物実験については、独立した建物の動物実験室が設置されている【資料 4-4-3】。研究図書については、個人研究費での購入のほかに、教育研究用に図書館にて希望図書の購入も一部可能である【資料 4-4-4】。さらに、特色ある研究を発展させ、その分野において評価されうる学術研究活動については特別個人研究費を助成する制度がある【資料 4-4-5】。

##### **4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

人を対象とした研究について、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮の下に行われることを目的として本学に倫理委員会が置かれ、(1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護 (2) 研究等の対象となる者に事前の十分な説明を行って理解を求め自由意志による同意を得る方法 (3) 研究等によって生じる個人及び社会への不利益並びに危険性 (4) 個人情報等の保護 (5) 研究の質及び透明性の確保について審議され、承認を得た研究について投稿が可能となる【資料 4-4-6】。

研究者の行動規範については、科学研究に携わる本学の教職員及び本学の施設設備の利用者を対象として、桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者行動規範に違反する不正行為に対処し行動規範の遵守を促すための科学研究行動規範委員会が設置され、不正行為に対処するための措置等について審議している【資料 4-4-7】。

本学における知的財産に関する件については桐生大学・桐生大学短期大学部発明取扱規

程において【資料 4-4-8】、外部機関からの受託研究については、受託研究取扱規程他【資料 4-4-9】にて定められていて、適正に運用されている。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）及び関係法令に基づく実験を行う場合は、桐生大学遺伝子組換え実験安全管理規程に従い適正に実験が遂行されている【資料 4-4-10】。また、動物実験を行う場合は、桐生大学動物実験委員会規程他に従い適正に実験が遂行されている【資料 4-4-11】。

【資料 4-4-1】 桐生大学・短期大学部 教員個人研究費規程・教員個人研究費 運用内規

【資料 4-4-2】 研究旅費に関する内規

【資料 4-4-3】 学生ハンドブックおよび実験室配置図

【資料 4-4-4】 桐生大学・桐生大学短期大学部図書館運営委員会細則・桐生大学・桐生大学短期大学部図書館 図書管理細則

【資料 4-4-5】 桐生大学・桐生大学短期大学部 特別個人研究費・研究旅費助成実施規程および桐生大学・桐生大学短期大学部特別個人研究費・研究旅費助成実施規程細則

【資料 4-4-6】 桐生大学・桐生大学短期大学部 倫理委員会規程

【資料 4-4-7】 桐生大学・桐生大学短期大学部 科学研究行動規範委員会規程、桐生大学・桐生大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程および桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者の行動規範

【資料 4-4-8】 桐生大学・桐生大学短期大学部発明取扱規程

【資料 4-4-9】 学校法人桐丘学園 桐生大学・桐生短期大学部受託研究取扱規程および学校法人桐丘学園 桐生大学・桐生短期大学部受託研究規程細則

【資料 4-4-10】 桐生大学・桐生大学短期大学部 遺伝子組換え実験安全管理規程

【資料 4-4-11】 桐生大学動物実験委員会規程、桐生大学動物実験指針および桐生大学動物実験施設利用の手引き

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任の教員に対して個人研究費が、教授（40 万円）、准教授（30 万円）、講師（20 万円）、助教（10 万円）に交付され【資料 4-4-1】、研究室が原則、個室で付与されている（助教については一部 2 人部屋）。また、研究活動を実施するに伴う必要経費として、職位に関係なく一律 13 万円が交付される【資料 4-4-2】。

学術研究の経費の補助を行い、その充実を図ることを目的とする特別個人研究費・研究旅費助成の制度がある【資料 4-4-5】。この研究費助成は、特色ある研究を発展させ、その分野において評価されうる学術研究活動であり、本学の教育研究に寄与するものに対し助成する。研究活動を実施するに伴う必要経費として研究費の他、旅費・宿泊費、学術集会参加費も含まれる。特別個人研究費助成額は、1 件当たり 100 万円を限度とし、このうち 15 万円を限度に旅費として使用でき、海外の場合は 30 万円を限度としている。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備を今後も継続して行い、研究倫理の充実のため FD 活動の一環として研修会を継続して行い、また、研究費の定性的な使用についても法令改正や社会情勢の変化に対応して適正に規程を整備する予定である。研究費の適正な予算執行を行うため、科学研究行動規範委

員会をはじめ関係部署で協働して対処する。人を対象とした研究については、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮の下に行われることを目的として設置された倫理委員会を中心に人権保護、個人情報保護についてのみでなく、研究デザイン・方針についてもチェックできるよう検討する予定である。

#### **〔基準4の自己評価〕**

本学では、学長がリーダーシップを発揮するために、副学長を置き、また、大学運営評議会を開催し、各部署、学科とのコミュニケーションをとり運営の決断・指示・実行を行っている。学科長、学科主任、センター長、委員会の委員長は学長が指名した教職員が就いている。また、大学運営上の重要事項の審議は大学運営評議会にて、各学科学生の入学卒業・入試・研究の重要事項については教授会にて審議され決定する。継続的な教育の質向上を図るため、学長がリーダーシップを発揮しつつ、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントシステム体制を構築している。

教員については、大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則および栄養士法施行規則を充たした専任教員を配置し、採用および昇任についても各規程に則り適正に運営している。教員の教育内容・方法の向上のためFD委員会・教育研究推進センターが組織され運営されている。また、職員の研修については、SD研修が毎年実施されているが、SD研修は教員の参加を含めた全教職員対象の研修となっている。

研究支援については、各種研究規程が整備され、また、研究に付随する研究倫理の厳正な運用も行ない、その研修会も開催している。研究の予算措置も各種の制度により実施し、さらに、外部資金獲得を支援する体制も整えた。

以上のように、本学は、教学マネジメント体制の構築、教職員の適切な配置、研修体制および研究支援体制を整えており、基準4の「教員・職員」の基準を充たしている。

### **基準5. 経営・管理と財務**

#### **5-1. 経営の規律と誠実性**

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人桐丘学園は「学校法人桐丘学園 寄附行為」【資料 5-1-1】の第 3 条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法ならびに私立学校法に基づき学校教育を行い、社会に出て役立つ人材の育成をすることを目的とする」と定めている。第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 15 条で監事の職務、第 16 条で理事会、第 21 条で評議員会を定め、理事会および評議員会は私立学校法および理事会・評議員会規則【資料 5-1-2】に則り、適切に運営されている。

教職員に対しては、就業規則【資料 5-1-3】および懲罰委員会規程【資料 5-1-4】において服務規律や賞罰や懲戒事由について示し、法等を遵守して業務を遂行するように求め適切な運営を行っている。

情報公開については、教育情報（教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、学生の状況等は大学ホームページで公表し、財務情報は大学ホームページおよび学報【資料 5-1-5】にて公表している。保護者については桐生大学・桐生大学短期大学部後援会総会時に学報を用いて丁寧に説明している。

財務会計については、文部科学省の定めた「学校法人会計基準」に従って会計処理を行ない、財務計算に関する書類を作成し、公認会計士の監査を受けて所轄庁（文部科学省）へ提出している【資料 5-1-6】。学内における会計処理は、経理規程【資料 5-1-7】、固定資産及び物品管理規程【資料 5-1-8】、資産運用規程【資料 5-1-9】を整備し、適切に遂行している。

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため法人の意志決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会において学園の経営および運営面における審議・と諮問が適切に行われている。

本学では、学長を中心に管理運営、教育研究が円滑に継続して行う適切な体制を構築している。教授会は原則毎月開催し、審議を行っている【資料 5-1-10】。本学では、学長が、学長が指名する学科長およびセンター長と大学事務局の事務長、課長等で構成される大学運営評議員会を置き、教学面と事務面が協働して教育および研究活動に関する詳細な事項について協議している【資料 5-1-11】。

法人と教学面とが連携し学園運営を円滑に行うため、理事長の補佐機関として運営協議会が置かれている【資料 5-1-12】。理事長、法人事務局長・学長・校長・園長、その他必要と認める教職員で構成され、原則として毎月 1～2 回開催される。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、全般的な取り組みとして、廃棄物の分別（可燃性、古紙、雑誌、

ペットボトル、キャップ、ビン、缶、不燃物等)により可燃性廃棄物の減量を行っている。シュレッダーによる紙ごみは再生不可能なため、可燃性ごみの増加となることから、通常古紙回収とは別に「機密文書回収」も行っている。さらに、太陽光発電の導入(学内および学外大規模発電)等を行い、CO<sub>2</sub>削減の一助として取り組んでいる。構成学科の特徴として排出される感染性廃棄物、特別管理産業廃棄物については、実験試薬および実験系廃棄物の管理・処理に関する手順書、感染性廃棄物の管理・処理の手順書、動物実験廃棄物の管理・処理に関する手順書、食品容器再利用の手順書、廃食用油の管理・運用の手順書、生ごみの管理・運用の手順書を作成して環境保全に努めている【資料 5-1-13】。

人権への配慮については、ハラスメントの防止として、桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会を整備し、適切に運用している【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】。令和元年度ではFD、SDを開催し「学校ハラスメント研修～ あいまいな知識と当事者意識の欠如が招く被害～」と題して外部講師を招き9月3日に実施し、教職員のハラスメント防止に対する啓発を行っている。また、学内にポスターを掲示してハラスメント防止を啓発し、ハラスメントが実際に起きた場合、被害者が相談できるように事務職員から助手、教授等の職種や職位の異なる複数の相談者の連絡先を掲示して対応に当たっている。

公益通報については、公益通報に関する規程【資料 5-1-16】を整備して適正に運営している。

障害者に対する配慮については、3階建て11号館にエレベーターを設置し、4号館階段には電動式リフトを設置している。

本学は大学キャンパス内全面禁煙とし、新入生オリエンテーション時に周知し、学生および教職員の健康維持や受動喫煙による健康被害防止に努めている。もし喫煙があった場合は、学生係により適切な指導がなされる。また、ウエルネスセンターでは、「健康ミニガイド」【資料 5-1-17】を県内大学と共同で作成し、これを配布して禁煙周知に役立てている。

安全への配慮については、学生が学ぶすべての校舎は、建築基準法(1981年改訂)による新耐震基準に適合している。また、正門、東門および西門には防犯カメラを設置し、外部からの不審者などに対応している。学内にはAED(自動体外式除細動器)を設置し緊急時に対応している。

安全・衛生については、特に学生および教職員の健康維持についてはウエルネスセンターが対応している。同センターでは、相談業務(学生指導カウンセリング)と保健業務を、各教職員が有する資格・スキルを配慮して相互担当している。学生相談では、相談室にて行われるほか、学生のプライバシーの保護を考慮した相談が可能である。相談を希望する学生は相談専用電話でも対応している。保健業務では、学内における学生の急な体調不良時に、保健室利用のほか専用携帯電話に連絡することができる。近年流行傾向の高い感染症についての感染対策にも留意をし、学内において予防接種を行っている。また、各種抗体価の検査も実施している(対象 栄養学科・看護学科および別科学生)。

危機管理については、桐生大学短期大学部危機管理委員会規程【資料 5-1-18】、危機管理マニュアル【資料 5-1-19】によって危機管理に取り組んでいる。危機管理マニュアルは、それぞれ別に定めていた規程を一つにまとめたもので、「防災等に関する支援・協力指針」「災害時における協力体制に関する基本協定」「桐生大学「災害時における被災地等への協力支援活動」指針」「桐生大学防災マニュアル」「桐生大学応急処置マニュアル」「桐生大学不審

者対応マニュアル」「桐生大学栄養学科における臨地実習期間中の危機管理について（栄養学科）」「実習期間中の危機管理について（短期大学部生活科学科）」「臨地実習中等に大地震が発生または警戒警報が出た場合の対応（看護学科、別科）」等を包含している。「災害時における協力体制に関する基本協定」は、本学が位置するみどり市との協定で、みどり市における地震、風水害等の災害の発生に際し、基本協定を締結するものである。協定内容は（１）避難所として大学施設の提供（２）応急救護所としての大学施設の提供及び応急処置の実施（３）応急医療品及び備蓄物資の提供（４）市から指定された被災場所及び避難所への職員及び学生ボランティアの派遣（５）その他協議による必要事項となっており、「防災等に関する支援・協力指針」は同協定に対応すべき本学の取り組みの指針である。

【資料 5-1-1】学校法人桐丘学園 寄付行為

【資料 5-1-2】学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則

【資料 5-1-3】学校法人桐丘学園 就業規則

【資料 5-1-4】学校法人桐丘学園 懲罰委員会規程

【資料 5-1-5】桐生大学・桐生大学短期大学部 学報12

【資料 5-1-6】学校法人桐丘学園 監事監査規則および学校法人桐丘学園 公認会計士監査規則

【資料 5-1-7】学校法人桐丘学園 経理規程

【資料 5-1-8】学校法人桐丘学園 固定資産及び物品管理規程

【資料 5-1-9】資産運用規程

【資料 5-1-10】桐生大学教授会規程および教授会議事録

【資料 5-1-11】桐生大学短期大学部 大学運営評議会規程および運営評議会議事録

【資料 5-1-12】学校法人桐丘学園 運営協議会規程

【資料 5-1-13】実験試薬および実験系廃棄物の管理・処理に関する手順書等 6 手順書

【資料 5-1-14】桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会に関する規程

【資料 5-1-15】ポスター「ハラスメントのない大学を作ろう」

【資料 5-1-16】学校法人桐丘学園公益通報に関する規程

【資料 5-1-17】健康ミニガイド～よりよいキャンパスを送るために～

【資料 5-1-18】桐生大学短期大学部危機管理委員会規程

【資料 5-1-19】危機管理マニュアル

### （３）５－１の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、教授会、大学運営評議会における連絡を密に行い、大学各組織における理解を深めていく。本学における人権配慮に対応すべくハラスメントに対する体制や個人情報保護を強化していく。一方、男女共同参画および障害者に対する取り組みについては不十分な点がみられることからこれらの体制について充実させる。

## ５－２. 理事会の機能

### ５-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

「学校法人桐丘学園寄附行為」に基づき、理事会、評議員会を設置している【資料 5-2-1】。理事会は寄附行為第 6 条に規定する選任区分に従い選任された理事 6 人によって構成され、理事長が議長となり運営している。令和元年(2019)度は年 6 回(臨時会議を含む)開催し、理事の出席率は委任状を含む場合 100% (実質出席率 93.5%) であった。【資料 5-2-2】。監事は、寄附行為第 7 条の規定に従い 2 人が選任され、寄附行為第 15 条に掲げる職務を行い、理事会に出席して意見を述べる。外部の役員として、理事には地方公共団体首長（みどり市市長）、前桐生市教育長、監事には桐生市開業医、宗教法人桐生天満宮代表役員宮司を選任しており、高い見識と幅広い経験により本法人の使命と目的の達成のため適切な運営を行うための体制を整えている。評議員は、寄附行為第 21 条に規定する選任区分に従い選任された評議員 14 人によって構成され、理事長が議長となり運営している。このように、理事会は事業計画および予算決算の承認、寄附行為をはじめ諸規程の審議決定等、評議員会は理事会開催前にあらかじめ次の項目、予算および事業計画、事業の中期計画、借入金・基本財産の処分、運用財産中の不動産・積立金の処分、役員報酬の基準、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更、合併、解散、収益事業に関する重要事項、寄付金募集に関する事項他について協議している。このように、理事会は学園の使命・目的達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適正に運営している。

【資料 5-2-1】 学校法人桐丘学園寄附行為

【資料 5-2-2】 理事会・評議員会開催状況

【資料 5-2-3】 書面表決書式 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園を取り巻く社会情勢に即応し、社会のニーズに応えるべく、諸会議等の一層の充実を図り、理事会の機能を高めていく。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本学では、学園の各所属長からなる「運営協議会」が定期的で開催され、法人と大学をはじめとする各学校が情報や課題を共有し、連絡調整を行っている【資料 5-3-1】。また、理事長、学長、

副学長および事務局長からなる小会議は毎週実施され、情報を共有化している。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は「学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則」【資料 5-3-2】に則り開催され、事業計画および予算・決算も承認、寄附行為をはじめ諸規程の審議決定等を適正に行っている。

監事の選任においては、学校法人桐丘学園 寄附行為【資料 5-3-3】第7条において規定された者を評議員会の同意を得て理事長が選任し、適正に運用している。監事2名の令和元年度の理事会および評議員会実質出席率は、81.3%であった（委任状を含む場合 100%）。監事は、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況の監査を行い毎会計年度、監査報告書を作成して評議員会および理事会に報告している（同第15条）。

評議員の選任においては、学校法人桐丘学園 寄附行為【資料 5-3-3】第21条により適切に運用している。評議員会では、理事会開催前にあらかじめ次の項目、予算および事業計画、事業の中期計画、借入金・基本財産の処分、運用財産中の不動産・積立金の処分、役員報酬の基準、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更、合併、解散、収益事業に関する重要事項、寄付金募集に関する事項他について意見を聴いている【資料 5-3-3】。また、評議員会は、法人の業務・財産の状況または役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、あるいはその諮問に答え、役員からの報告を徴することができる【資料 5-3-3】。評議員会の評議員の実質出席率は、77.2%であった（委任状を含む場合 100%）。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会では、意思決定が円滑に行われ、かつ学園運営評議会が定期的に行われていて、理事会の機能を補完している。学園と大学との情報交換や連携は学園運営評議会を通じて適切な管理運営体制が整備されているが、今後も、現体制を維持しながら、必要に応じて見直しをはかる。

【資料 5-3-1】学校法人桐丘学園 運営協議会規程

【資料 5-3-2】学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則

【資料 5-3-3】学校法人桐丘学園 寄附行為

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の安定した財務運営の維持を図るため学園が設置する各校における事業計画の作成や予算制度を活用し、予算執行管理と合わせて適切な財務運営を行っている。また、予算制度

の中で経年的な投資・修繕等を収集できる体制の確立を目指している。また、本学園では、2016年度から2030年度にかけて、5年刻みで三期の中長期経営計画を作成することとしており、現在は第一次中期経営計画に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。

#### **5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

本学園においては事業計画に沿った各校への適切な予算配分と予算執行管理を行っており、安定した財務基盤を確立し収支バランスの確保をおこなっている。

2019年度(令和元年度)の法人全体の基本金組入前当年度収支差額は1億9千5百万円を確保し、事業活動収支差額比率6.7%、経常収支差額比率6.2%(大学単独では基本金組入前当年度収支差額1億3千3百万、経常収支差額比率14.2%)となっている。

##### **(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)**

今後の安定した財務基盤の確立のため、本学園の各校における経常収支差額を基にした収入・支出の分析を行っている。また、学園が設置する各校において収入の基礎である入学定員の確保を最優先に取り組んでおり、将来に向けて積極的な外部資金の獲得、学部改組や学生募集方法の見直し等も合わせて検討を行っている。安定した財務基盤の確立のため、中長期的な計画に基づく適切な財務運営計画を立案している。

【資料 5-4-1】 令和元年度理事会・評議員会議事録、令和元年度事業計画書・平成30年度事業報告書、平成30年度予算書・計算書・財産目録・監査法人報告書、監事監査報告書

### **5-5. 会計**

#### **5-5-① 会計処理の適正な実施**

#### **5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

##### **(1) 5-5の自己判定**

「基準項目 5-5 を満たしている。」

##### **(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

#### **5-5-① 会計処理の適正な実施**

本法人の会計処理は、「学校法人会計基準」に基づき、経理規程【資料 5-5-1】、学校法人桐丘学園 固定資産及び物品管理規程【資料 5-5-2】、学校法人桐丘学園 資産運用規程【資料 5-5-3】等に従って適正に行っている。会計処理上判断の難しい事例が発生した場合は、会計事務所の指導を受け適切に業務を行っている。本法人では、大学をはじめ各所属校で処理した会計書類(伝票)を法人事務局財務部で集約して会計処理を行い、法人全体の収支状況の計算書類を作成している。決算書は、監事の監査を経て、理事会で議決し評議員会に報告している。その後、会計事務所による監査報告書を添えて文部科学省へ提出されている。

本学の各学科・課の教研費等の予算執行は、会計伝票に内容を示した証憑書類(起案)を添付し、回付(回覧)によって行われる。なお、回付は学内メールを用いたワークフローによって行われる。会計伝票は、摘要内容、金額、勘定科目等について、大学事務局会計係、大学事務長、法人財務部のチェックされたものを会計システムに取り込んでいる。

本学は、物品購入、修理等の経費を執行する場合、稟議書に相当する起案書(総額 10 万円以上の場合)、物品購入依頼書(総額 10 万円未満の場合)を起案することにより決裁される。【資料 5-5-4】なお、購入物品等時単品で 10 万円以上の場合、相見積りでの金額選定を行っている。な

お、起案書および物品購入依頼書は、web 上で申請ができるようになった。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査は、私立学校法第 37 条で定められた監事による監査と、私立学校振興助成法に基づく独立監査人である会計事務所により会計監査を受けている。会計事務所による会計監査は会計帳簿、試算表、決算書類等に関しての監査を厳正に行っている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

【資料 5-5-1】学校法人桐丘学園 経理規程

【資料 5-5-2】学校法人桐丘学園 固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-3】学校法人桐丘学園 資産運用規程

【資料 5-5-4】学校法人桐丘学園 稟議規程

### 〔基準 5 の自己評価〕

本法人は私立学校法並びに学校法人桐丘学園寄付行為、学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則に則り理事長のリーダーシップのもと、使命・目的を達成するため適正な運営体制を整備している。

大学では、桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会に関する規程、桐生大学・桐生大学短期大学部 危機管理委員会規程、桐生大学・桐生大学短期大学部 個人情報保護に関する規則、桐生大学・桐生大学短期大学部 情報セキュリティー委員会規程、危機管理マニュアルを整備し、ハラスメント防止や危機管理、個人情報の保護、防火防災訓練の実施、環境管理保全、人権、安全に配慮し運営を行っている。また、社会情勢の変化に即した見直しを行っている。

理事長の大学経営と学長の教学運営の接点として、法人と大学が情報と課題を共有し、連携を行う運営協議会を開催するとともに、日頃より理事長、学長、副学長および法人事務局長は小会議と通して情報交換を行い、相互機能のチェックも確保されている。

財務基盤については毎年において、使命・目的の達成のための経常的な収支バランスが保たれている。監査については、学校法人会計基準および関係諸規則に従い、公認会計士、監事および内部監査により厳正に実施されている。

以上のことから、基準 5 の自己評価については、各項目基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

## (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づき、桐生大学・桐生大学短期大学部自己点検評価委員会（以下「同委員会」という。）を置いている。同委員会は、学長から指名された教員が委員長となり評価連絡調整責任者（大学認証評価委員会委員長）および学長が推薦した者から構成される。同委員会では、各学科部局から提出された業務運営管理定期報告及び自己点検評価結果を基に、桐生大学自己点検評価報告書及び桐生大学短期大学部自己点検評価報告書を作成する。自己点検および評価の結果は、大学運営評議会に報告され審議を経て各部署に指示される。また、全体に関わることは教職員全体会議にてその内容が指示される。また、大学ホームページにて学内外に広く公開される【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】。

学生の教育課程、学生生活、就職活動については、同委員会のほかに教務委員会、教職課程委員会、教養教育推進委員会、学生委員会、学生支援センターがそれぞれの事項について協議検討されている。各委員会で協議された内容は学長に報告される。学長は、前述の委員会だけでなく、その他の各委員会\*で協議され、報告された事項のうち、「使命・目的、教育及び研究活動の基本に関する事項」や「大学の組織及び運営に関する事項他」について、桐生大学 大学運営評議会において審議し、これを決定する【資料 6-1-3】。また、その内容は、学科長を通じて各学科にフィードバックされ全教員が情報を共有する。学科長の各教員への指示は、各学科の会議、または、学内メールによって行われる。

事務管理部門における内部質保証の組織体制については、学校法人桐丘学園 業務運営管理に関する規程【資料 6-1-4】に従い定期的な点検・報告がなされている【資料 6-1-5】。点検・報告は、各所属部署の課長等により作成され、学長等の所属長を経て理事長および内部監査室室長へ報告される。改善を要する重要事項については各部門に業務改善指示書をもって指示する（内部監査規程第 22 条）【資料 6-1-6】。また、各事務部門の会議によっても情報が共有化される。  
\*安全衛生委員会、教務委員会、学生委員会、入試広報委員会、危機管理委員会、教職課程委員会、業務運営管理委員会、紀要委員会、FD委員会、教養教育推進委員会、自己点検評価委員会、倫理委員会、科学研究行動規範委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全管理委員会、図書委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント防止委員会、情報セキュリティ委員会、研究推進委員会、国際交流委員会

【資料 6-1-1】大学ホームページ

【資料 6-1-2】桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-3】桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 6-1-4】学校法人桐丘学園 業務運営管理に関する規程

【資料 6-1-5】業務運営管理定期報告

【資料 6-1-6】学校法人桐丘学園 内部監査規程

## (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人のガバナンス強化について定めた私立学校法改正案が 2020 年 4 月から施行されたことに伴い、学生の権利を守り教育の質の向上を図るために、法人全体のガバナンスの強化し、大学においては教育研究における中期計画の策定し、これに基づく内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立を目指している。

【資料 6-1-1】大学ホームページ

【資料 6-1-2】桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-3】桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 6-1-4】学校法人桐丘学園 業務運営管理に関する規程

【資料 6-1-5】業務運営管理定期報告

【資料 6-1-6】学校法人桐丘学園 内部監査規程

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

毎月定例で開催されるが大学運営評議会において、各学科の教育状況、国家試験対策、入試募集状況、就職等について報告がされ、教学部門と事務管理部門が情報を共有しその対策が協議されて方向性を示すとともにその実行、報告検討、改善がなされる PDCA サイクルを循環させている【資料 6-1-2】。

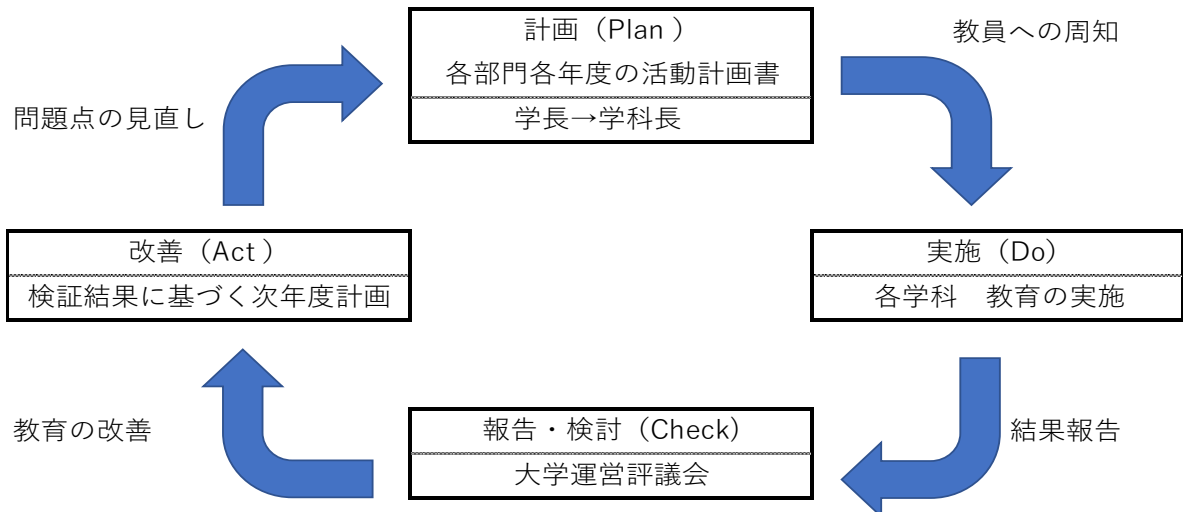


図 内部保障のためのPDCAサイクル（例：国家試験対策）

図には国家試験対策における PDCA サイクルの例を示した。

授業改善に関しては、最終授業時に学生による授業評価アンケートが講義・実験実習・学外実習ごとに分け、履修者 5 名未満の科目を除いて、開講された授業すべてにおいて実施される。その内容は、○学生の授業への取組みについての 1. 準備状況 2. 該当授業に対する学生の取組状況 ○授業内容・方法の評価について 3. 講義概要（シラバス）に沿って授業が行われているか。 4. この授業の教材（テキスト、資料、視聴覚教材、等）が、よく

準備されているか。5. 教員の教授法（説明、話し方、板書、速度など全般）は適切か。6. 教員は授業に集中できるように配慮している（私語の防止等）か。7. 教員は学生に公平に接しているか。○授業の全般的印象について 8. 授業に対する教員の意欲や熱意を感じるか。9. 該当授業を受けてこの分野への学習意欲がわいたか。10. 授業の満足度の評価について行われ、それぞれ1～5の段階で評価される。その結果は、担当教員にフィードバックされ教員の授業内容改善の資料とされ、さらに大学ホームページで学生・保護者・一般の方に公開される【資料 6-2-3】。

学生の学修時間・学修行動・到達度の自己評価について「学修行動等実態調査」を実施し、その結果を各学科で検討し、教育指導計画に反映させている。また、その結果を広く学生・保護者・一般に大学ホームページにより公開している【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。

卒業時における学生の本学への満足度を知るため、「卒業時アンケート結果」を実施し、この結果を広く学生・保護者・一般に大学ホームページにより公開している【資料 6-2-3】。調査内容は、①本学の教育、②学生生活全体、③学友との出会い、④学習に関わる施設・設備・備品、⑤教員の授業等教育、⑥資格取得・資格試験への支援、⑦就職活動への支援の各項目に対する満足度および⑧本学で身につけた能力・技術等（具体的には 1. 論理的な思考 2. コミュニケーション力 3. 物事を多角的・多面的に考える力 4. 一般的な知識・教養 5. 専門的な知識・技術 6. 考え方の柔軟性 7. 協調性・チームワーク 8. 学習したことを統合し、応用する能力 9. 職業に直結する実践的な力）についてであった【資料 6-2-5】。これらの結果は各学科で検討し、教育指導計画に反映させている。

教員個人の教育研究活動については、年度末に教育・研究推進センターから「教育・研究・学生指導等活動報告書」の提出が求められ、教員から回答された報告書は、学長へ報告される。教育・研究・学生指導等活動報告書は、教育活動（担当授業科目）、研究活動、社会的活動、教授会・委員会活動、学科における活動、学科における活動、入試・広報活動、学生指導・学内の管理的活動分野・その他に関するそれぞれの自己評価が示されている【資料 6-2-6】。

IRを活用した調査・データの収集とその分析については、各部署・学科・委員会において実行されている。入試広報分野では、学生募集に関するデータ（地域高校の進学情報、志願学科予測、オープンキャンパスに関する生徒の情報、その他）分析、大学運営評議会・教授会との情報共有などが行われ、募集活動が実施されている。学生の教育に関する情報は、事務局教務係が一括管理し、各学科とこれを共有し、学生の教育指導に活用している。学生教科の成績やシラバス、時間割は、CampusPlan Web Service のシステムを使用し、教員の成績やシラバス登録、履修登録・時間割等の公表が Web 上で行われる。学生の就職活動においても各学科と学生支援センターが就職進学に関する情報を収集し、これを共有して、学生の就職活動支援へ役立てている。

【資料 6-2-1】大学運営評議会議事録

【資料 6-2-2】桐生大学・桐生大学短期大学部自己点検評価委員会規程

【資料 6-2-3】大学ホームページ 教育情報の公開

【資料 6-2-4】学修行動等実態調査結果

【資料 6-2-5】卒業時アンケート結果報告

【資料 6-2-6】教育・研究推進センター「教育・研究・学生指導等活動報告書」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR を活用した調査・データの収集とその分析については、各部門の組織が情報を共有化しているが、今後は IR 推進センターによる一元化した運用を考えてみたい。

**6-3. 内部質保証の機能性**

**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は学長のリーダーシップのもと、大学運営評議会を中心とした学科・委員会の連携による組織を構築している。各部署（学科）等で検討された活動計画は、年度予算案に基づき各部署で実行される。活動実態は大学運営評議会に報告され、各項目について検討され、その結果を全教員が教育研究活動に反映し、改善を図り、さらにそれを点検・評価に結び付けて行くような内部質保証のための PDCA サイクルを展開している。これらの教育情報は、項目ごとに大学ホームページに公開している【資料 6-3-1】。

【資料 6-3-1】 桐生大学ホームページ教育情報の公開

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のために大学・学科・委員会における PDCA サイクル循環の仕組みをより構築する必要がある。特に学生に対する満足度を高めることは、学生募集だけでなく、卒業生に対しても必須のことと考えられる。今後、学生実態調査をさらに充実させ、評価項目を検討し教育活動改善に努めたい。

**【基準 6 の自己評価】**

本学では、学長のリーダーシップのもと、内部質保証の組織体制として大学運営評議会を設置し、自己点検評価委員会をはじめ各委員会、研究推進センターや IR 推進センター等のセンターを組織し、学部、学科、教員のそれぞれのレベルで PDCA サイクルを循環させ、内部質保証に取り組んでいる。

本学は、大学の教育成果と学生の学修成果に関する情報を把握・測定するために授業評価アンケート、学修行動等実態調査（学修時間・学修行動・到達度自己評価調査）、卒業時アンケートを実施しその結果の集計分析を行い、これを公表している。また、単位取得状況・国家試験結果・資格取得実績を振りかえりこれを可視化し公表している。これらについて教育活動の見直しに活用している。

上記の理由により基準6「内部質保証」の基準を充たしている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. ○教育改革計画の策定

##### A-1. 教育力の向上/教育方法の改善計画の作成

##### A-1-①授業におけるアクティブラーニング化の促進

##### A-1-②GPA 制度の導入

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-①授業におけるアクティブラーニング化の促進

授業におけるアクティブラーニングを導入することは前年度第 6 回教務委員会にて検討され、2019 年度よりアクティブラーニングに関する事項をシラバスに記入することが決定した。本年度のアクティブラーニング実施率は、看護学科 55%、栄養学科 68%であった。

##### A-1-②GPA 制度の導入

本学では、GPA を学業努力の達成状況を把握する基準値として GPA を採用することとした。GPA は成績通知表と成績証明書で表示される。評価法は、学内成績評価の S,A,B,C,D に対してそれぞれ GP 値を 4,3,2,1,0 とし GPA は次の計算式によって算出される。

$GPA = \frac{\text{履修科目の単位数} \times GP}{\text{履修科目の合計単位数}}$

学生の GPA が著しく低い場合は、教員が学生と面談し、適切な履修計画、授業への取り組みなど学修上の指導や学生生活の指導を行う。看護学科では、原級留置制度に利用し、また、本学の特待生の継続審査の際の基礎資料として利用する。さらに高等教育無償化支援の対象学生の場合、学習状況の指標の 1 つとして用いる。さらに、学年 GPA が 3.50 以上で各所属学科の 1 位の学生については桐生大学及び桐生大学短期大学部 GPA 成績優秀者表彰として表彰される。この表彰制度により学生の学修意欲向上につながることも期待されている。

###### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

授業におけるアクティブラーニングを導入については今後さらに促進するため、各教員に周知徹底を図る。GPA 制度については本年度初めて導入されたことから、学生の学修意欲向上については継続して観察することとしたい。

##### A-2. 国試合試験支援強化

##### A-2-①国試合試験支援体制の充実

学長より、全教職員が参加する全体会（原則、毎月開催される）において国家試験合格率目標が示され（看護師 90%以上、管理栄養士 90%以上または全国平均値以上、助産師 100%）、各学科において国家試験対策強化が実施された（基準 2-2 学修支援⑥各学科における国家試験対策参考）。その結果、看護学科 87.3% 栄養学科 91.8% 別科 94.4%であり、目標達成されなかったものの、目標値に近い値が得られた。国家試験対策について

は、各学科で充分検討されていたと判断した。

**(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）**

国家試験対策強化特に国家試験合格については、学生の進路を決定づけるものであり、受験者の全員合格を目指すこととしたい。また合格率は、学生募集の結果に影響されることから、さらなる合格率アップを目指したい。

**〔基準 A の自己評価〕**

教育改革計画の策定として、教育力の向上/教育方法の改善計画の作成を行っているが、本年度はアクティブラーニングを導入し、また、GPA 制度も実施することができた。GPA 制度は学業努力の達成状況を把握する基準値として導入したが、今後は学生の学修意欲向上にとなげよう活用したい。国家試験対策の充実は、国家試験合格率アップにつながることから、大学の学生募集、さらには大学の経営と安定につながるものと考えられる。今後も、国家試験対策をしっかりと実践していく考えである。

## V. 特記事項

### 1. 地域連携事業

桐生大学は、建学の理念に基づき、質の高い専門職を育成するとともに、本学が有する資源を地域に還元することを目的として地域貢献推進センター（後に名称変更し地域連携センターとなる）が開学（平成 20 年）とともに設置された。同センターは、住民、行政、医療機関等、さまざまな関係機関や団体と連携しつつ、地域における文化、産業、保健医療福祉に関する課題について、科学的根拠に基づく分析による課題解決の方向性を関係者と共有しながら、地域の実情に合った計画的な活動（教育・研究・実践活動）を行い、もって地域への貢献を図ってきた。

現在、大学と連携事業の協定を結んでいる自治体は、群馬県みどり市、群馬県桐生市、北海道むかわ町で、特に大学が設置されているみどり市との間には様々な取り組みがある。本学教員が講師となり地域住民の方が参加する「市民健康講座」「こども造形教室」の開催、市民の本学カフェ・レストラン・図書館の利用、「みどり市男女共同参画審議会」や「みどり市環境審議会」等6つの審議会や協議会等への本学教員が会長や委員としての参加、災害時の避難所の指定や人的支援（医療従事者他）等多く連携事業が結ばれている（下記表参考）。

表 各地域と大学の連携事業

|          |                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------|
| みどり市との連携 | 「災害時における協力体制に関する基本協定」による災害時の避難所・人的支援                     |
|          | 桐生大学・みどり市連携事業「市民健康講座」                                    |
|          | 「みどり市ブランド創出プロジェクト委員会」への大学からの委員(長)就任。みどり市観光プロモーションビデオ作成委託 |
|          | みどり市ブランド認証商品の周知                                          |
|          | 桐生大学学園祭におけるみどり市産野菜の無料配布                                  |
|          | 大学図書館、レストラン&カフェ、売店の市民利用                                  |
|          | みどり市による学生実習の受入看護学科公衆衛生看護学実習・公衆栄養学実習Ⅱ（臨地実習）別科助産専攻の実習受け入   |
|          | みどり市内小・中学校での教育実習生の受入                                     |
|          | 運動会の表現(ダンス)作りに対する指導・助言及び児童への指導                           |
|          | こども造形教室 開催                                               |
|          | 「第3期みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇談会」への大学からの委員就任                 |
|          | 「みどり市男女共同参画審議会」への大学からの委員就任                               |
|          | 「みどり市環境審議会」への大学からの委員就任                                   |
|          | 「みどり市介護保険事業推進懇談会」への大学からの委員就任                             |
|          | 「みどり市子ども・子育て会議」への大学からの委員就任                               |
|          | 「みどり市健康づくり推進協議会」への大学からの委員就任                              |

|          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
|          | みどり市民の皆さんの生涯学習推進のため、みどり市との連携事業に基づく科目等履修生または聴講生   |
| 桐生市との連携  | 桐生大学・桐生大学短期大学部と包括的連携協力に関する協定を締結                  |
| むかわ町との連携 | 相互協力協定を締結、アート・デザイン学科授業フィールドワークでの「むかわ町の町づくり」の取り組み |

## 2. 環境管理および保全活動

・環境問題の改善に取り組む国際社会の一員としての役割を果たすため、また、地域貢献活動の一環として、ISO14001 の認証<sup>注1)</sup>を得て、環境改善の取り組みを行ってきた。その具体的な目的は次の通りである。

1. 環境教育を通じて学生の環境問題の理解を深め、今後周囲に環境に関する啓蒙活動ができる学生を養成すること。
2. 環境保全活動を行うこと（廃棄物の削減、太陽光発電の維持管理、廃液、感染性廃棄物の管理等）。

これらの目的を実現するために、環境マネジメントシステム<sup>注2)</sup>を構築・維持継続してきた。桐生大学が教育機関であることから特に環境教育活動を中心にその具体例を下記に示した。

### ① 新入生への環境教育研修会の実施

毎年、入学オリエンテーション時に実施し、廃棄物管理システム等について説明している。

### ② 各学科における環境美化活動

実験実習終了時のみならず、週間清掃を学生の手によって行っている（別に清掃業者による清掃も行われている）。

### ③ ゴミ分別の徹底化

可燃性ゴミ、カン、ビン、ペットボトル、段ボール、古紙などのゴミ分別を行いつている。

### ④ ペットボトルキャップの回収

学内でペットボトルキャップを独自に回収し、事業特定非営利活動法人『キャップの貯金箱推進ネットワーク』を通じて「世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄附を行い、世界で病気に苦しんでいる子どもにワクチンや医療物資を届けている。

### ⑤ シュレッダーゴミの削減化

学内で発生する一部の機密文書をシュレッダー処理せず、専門の業者に回収をお願いし、可燃性廃棄物の削減化を行っている（シュレッダーゴミは再生紙とすることができないため可燃性ゴミとなる）。

### ⑥ 調理実習等で発生した廃油の活用

調理実習等で発生した廃油をみどり市に寄附している。市では精製後公用車（ジーゼルカー）の燃料として再利用した実績がある。

⑦ キャンパス内で発生した落ち葉や除草を堆肥化し、これを肥料とした野菜作りを行っている。収穫された野菜の一部は調理実習に利用している。

⑧ 毎年、外部有識者を講師として招き、環境に関する講演会を実施している。

「24 時間型社会における光環境とストレス」 下位 香代子 先生 静岡県立大学 環境科学研究所（平成 24 年）

「ふつうのことをふつうにしたらふつうでなくなる」 赤池 孝彦 先生（東京芸術大学 先端芸術表現科）（平成 25 年）

⑨ 使用電力の削減と太陽光発電システムの維持管理

特に夏場における電力削減を強化するため教職員による節電パトロールを実施してきた。また、以前より太陽光発電を行い使用電力の一部として利用してきた。

次年度については、ISO14001 の認証を発展的解消して、その環境保全活動（廃棄物の削減、太陽光発電の維持管理、廃液、感染性廃棄物の管理等）については、ルーティン・ワークとして継続していく予定である。

注1) 認証

桐生大学は、既に構築・運用しているEMSについて、ISO 1 4 0 0 1 規格に適合しているかどうか認証機関（審査登録機関）に審査を受けて認証されている。認証機関：日本化学キューエイ(株)JCQA

注2) 環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) ともいう。組織において、組織活動にともなう環境への影響を継続的に改善していく仕組みを指す。14001の規格では、①まず組織の目指すべきものを「環境方針」として定める。②次にその実現のために計画 (Plan) し、実施及び運用 (Do) を行い、その結果を点検及び是正 (Check) し、もし不都合があったならそれを見直し (Act) 、再度計画を立てるというサイクル（頭文字をとってPDCAサイクル）を構築していることが求めている。桐生大学ではこれを実践している。